

第2期 にかほ市
子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

にかほ市

はじめに

急速に進む人口減少、少子高齢化による核家族化の進行や就労の多様化、地域の繋がり希薄化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しております。

このような状況の中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでおり、地域で子育てを支えあい、社会全体で子育てを支援する仕組みを構築することを目指し平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

にかほ市においても幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援サービスの量の確保と質の向上を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年を一期とする「第2期にかほ市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

多様なライフスタイル、地域ニーズに対応するため今後も住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、安心して子どもを産み育てられるように、より一層子ども・子育て支援施策を推進して参ります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「にかほ市子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「パブリックコメント」などにご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月 にかほ市長 市川 雄次

目 次

第1編：総論.....	1
第1章 計画の概要.....	2
1. 計画の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
1. にかほ市の概況.....	5
2. アンケート調査結果のポイント.....	17
3. 第1期計画の実施状況.....	27
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1. 計画の基本的な方向.....	31
2. 計画の体系.....	33
第2編：子ども・子育て支援事業計画.....	37
第1章 事業推進の考え方.....	38
1. 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方.....	38
2. 新制度の全体像.....	40
第2章 事業の推進.....	43
1. 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進.....	43
2. 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	44
2-1：通所系事業.....	44
2-2：訪問系事業.....	46
2-3：相談支援.....	47
2-4：その他の事業.....	48
3. 仕事と生活の調和の促進.....	49
4. その他の支援事業の推進.....	50
4-1：保育・教育環境の質の向上.....	50
4-2：放課後児童対策の充実.....	51
4-3：妊産婦支援の充実.....	52
第3章 事業の計画目標.....	53
1. 教育・保育事業の確保策.....	53
2. 地域子ども・子育て支援事業の確保策.....	54

第3編：子ども・子育て支援施策の推進	55
第1章 施策推進の考え方	56
1. 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方.....	56
2. 次世代育成支援に関わる国の方向性.....	57
第2章 新・放課後子ども総合プラン	58
第3章 施策の展開	59
基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援	59
1-1：児童の健全育成.....	59
1-2：学校教育の充実.....	60
基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備	62
2-1：母子の健康づくりの推進.....	62
2-2：食育の推進.....	64
2-3：家庭の子育て力の強化.....	65
基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実	66
3-1：地域の子育て力の強化.....	66
3-2：子育て情報の効果的な提供.....	67
3-3：次代の親の育成.....	68
基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保	69
4-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備.....	69
4-2：子どもと子育て家庭の安全の確保.....	71
基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実	73
5-1：障がい児支援の推進.....	73
5-2：ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	75
5-3：児童虐待防止対策の推進.....	77
第4編：計画の推進体制	79
第1章 計画の推進体制	80
1. 子ども・子育て会議による進捗評価.....	80
2. 庁内における進捗評価の体制.....	80
3. 関係機関等との連携・協働.....	81
4. 計画の周知.....	81
第2章 進捗評価の仕組み	82
資料編	83
■ 施設等一覧（令和2年3月現在）	84

第1編：総論

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

○平成15年7月-「次世代育成支援対策推進法」の成立

近年の急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備）を推進。

○平成19年12月-「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和と実現」と「多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援の再構築」を「車の両輪」として子育て支援対策を推進。

○平成22年1月-「子ども・子育てビジョン」の策定

「“社会全体”で子ども・子育てを支援」という考え方に基づき、「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という2つの基本的考え方に沿って、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」を目指すべき社会への政策4本柱として施策を推進。

○平成24年8月-「子ども・子育て関連3法」の成立

○平成27年4月-「子ども・子育て支援新制度」の施行

「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として施策を推進。

これまで「“子育て家庭”を社会全体で支援」という考え方によって子育て支援が実施されてきましたが、その間にも少子化の進行や未婚・晩婚化の進行はとどまりませんでした。

そこで子育て支援の取り組みをより強かに推進していくために、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行されております。

本市においても、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、市民ニーズへのさらなる対応や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた地域や社会全体での取り組みの推進を目指し、新たに「にかほ市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

○計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長（令和7年3月31日まで）されたことから、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置付けられます。

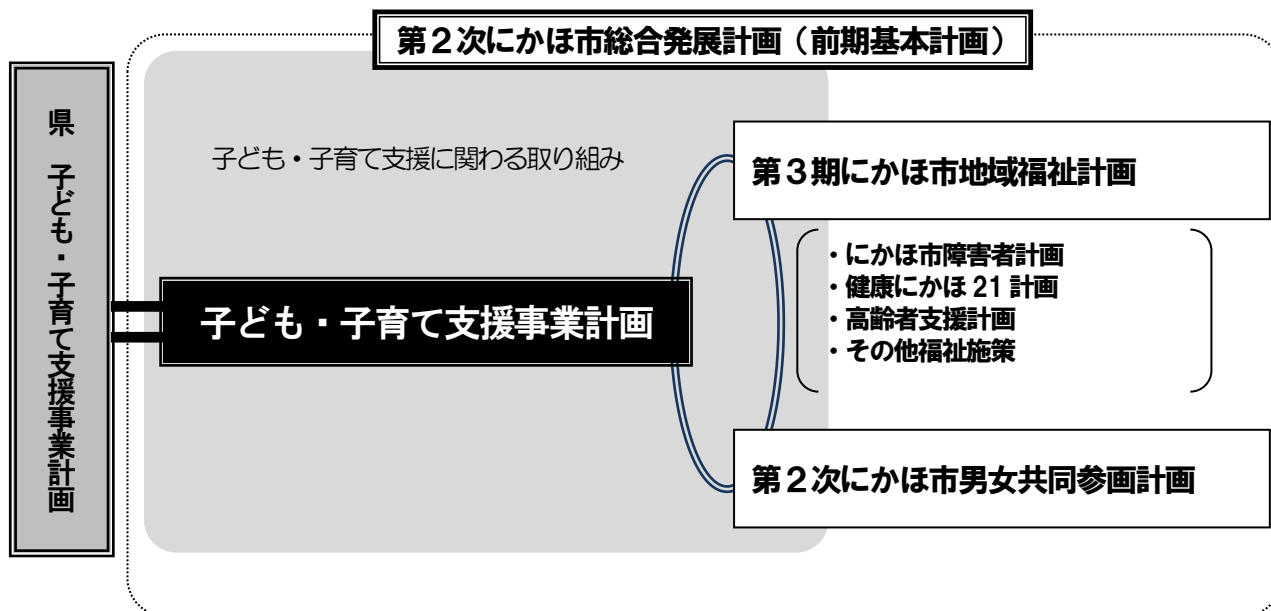
上位計画である「第2次にかほ市総合発展計画（前期基本計画）」やそのほかの諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

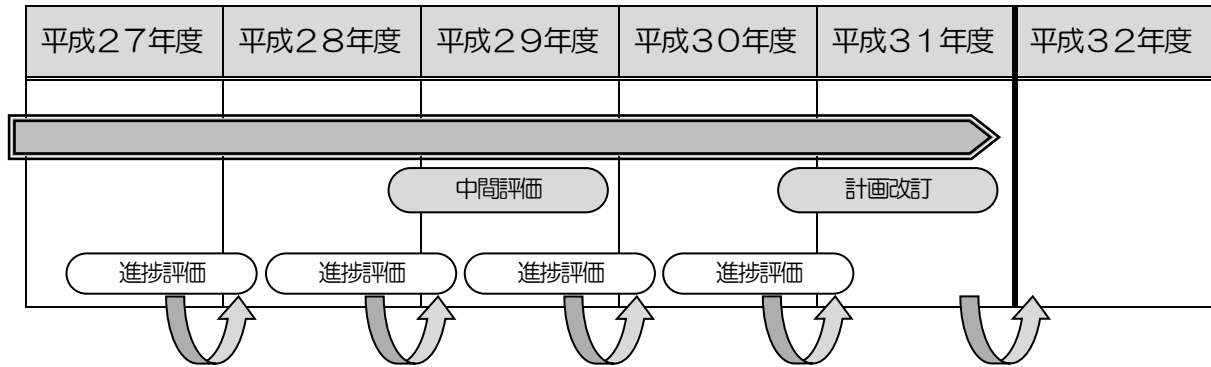
【諸計画の関係】



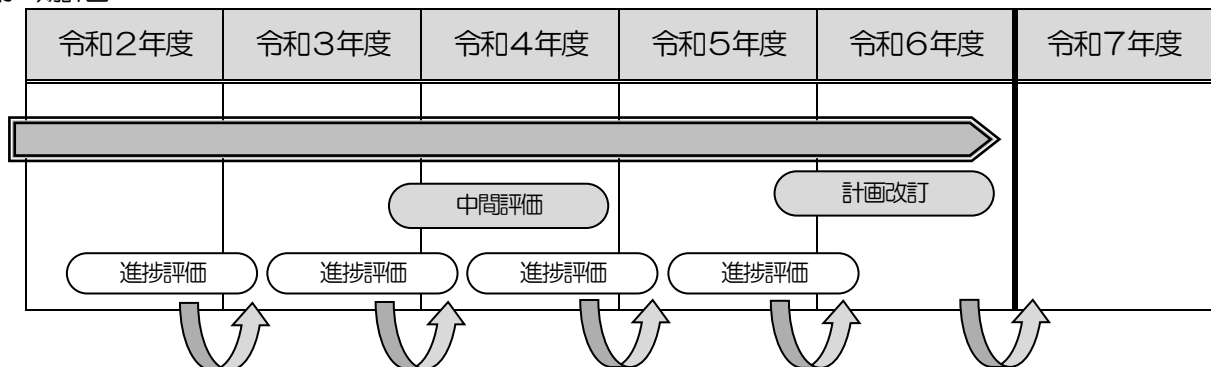
3. 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

第一期計画



第二期計画

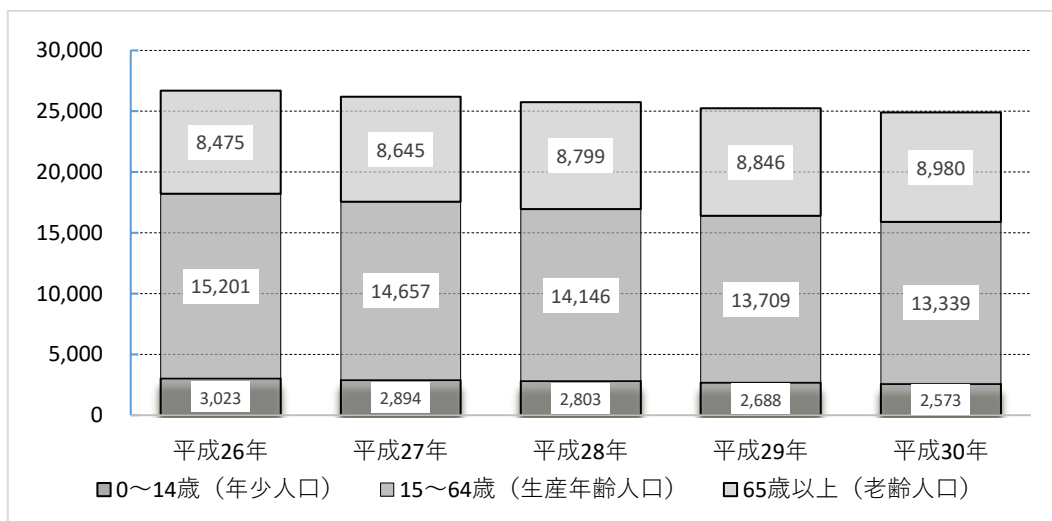
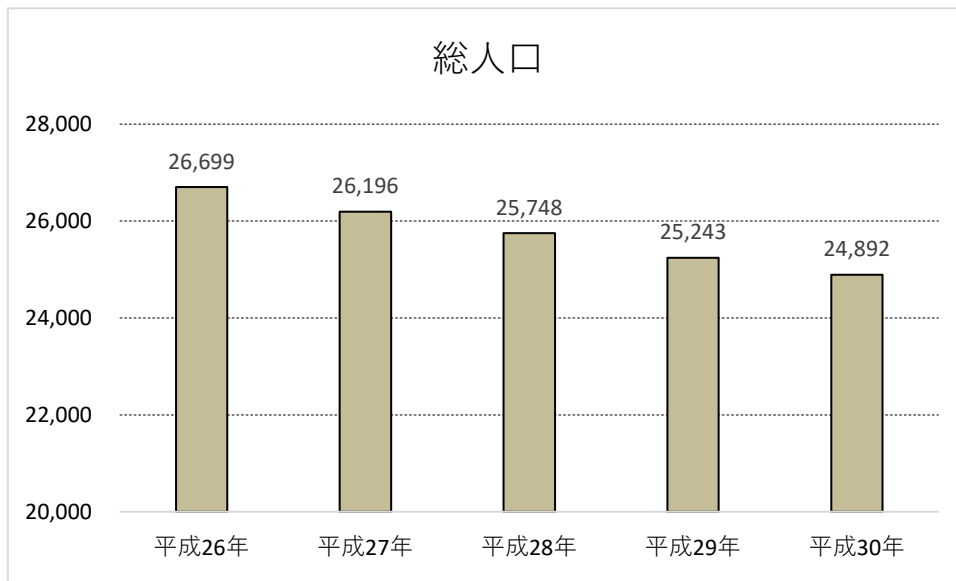


第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. にかほ市の概況

(1) 人口及び世帯の推移

1) 市の総人口



※各年4月1日時点

平成26年から平成30年までの人口をみると、毎年減少を続け、5年間で約1,800人減となっています。

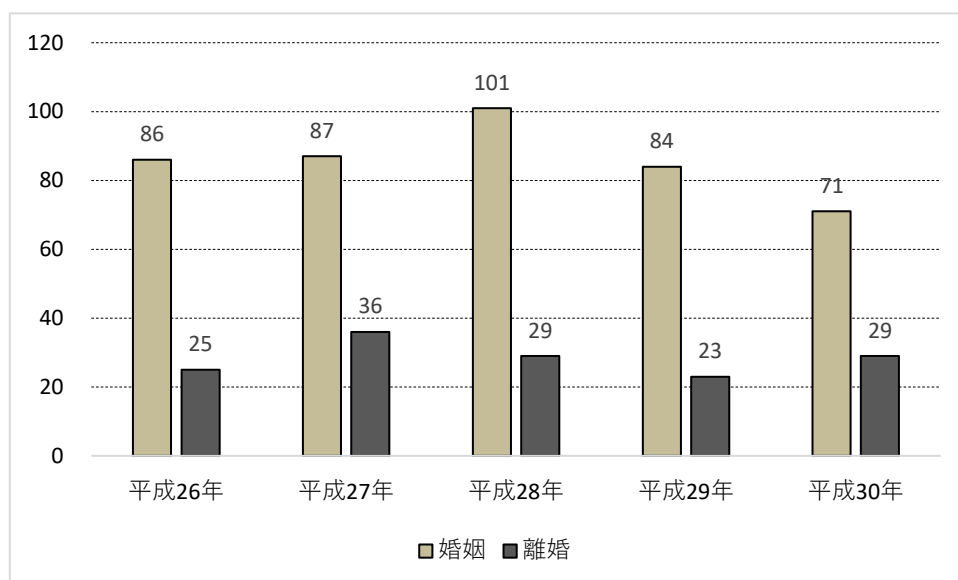
市の人口を「0歳～14歳（年少人口）」「15歳～64歳（生産年齢人口）」「65歳以上（高齢人口）」の3区分でみると、平成26年から平成30年までの年少人口と生産年齢人口は減少を続けていますが、高齢人口は増えています。

2) 世帯の推移

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
世帯数	9,437	9,427	9,391	9,395	9,377
うちひとり親世帯	328	313	315	307	299

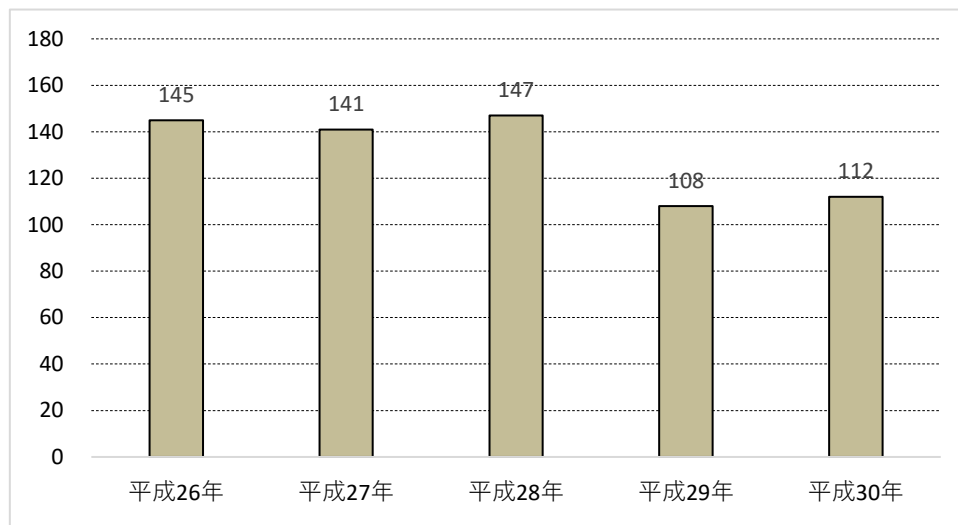
平成 26 年から平成 30 年の世帯数をみると、世帯数は 9,400 件前後、ひとり親世帯は減少傾向にあります。

3) 婚姻・離婚数の推移



婚姻・離婚数の推移をみると、婚姻数は 90 件前後、離婚数は 30 件前後で推移しています。

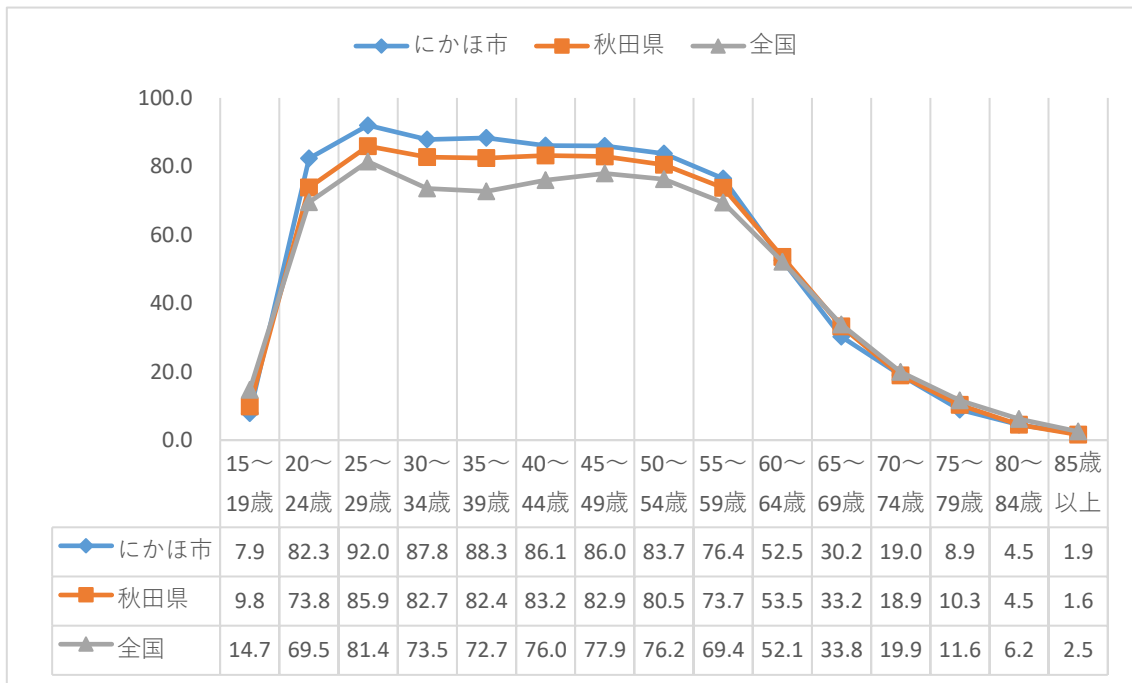
4) 出生数



平成 26 年から 30 年までの出生数をみると、平成 28 年までは横ばい傾向でしたが、平成 29 年に大きく減少しております。

(2) 就業状況

1) 女性の労働力率

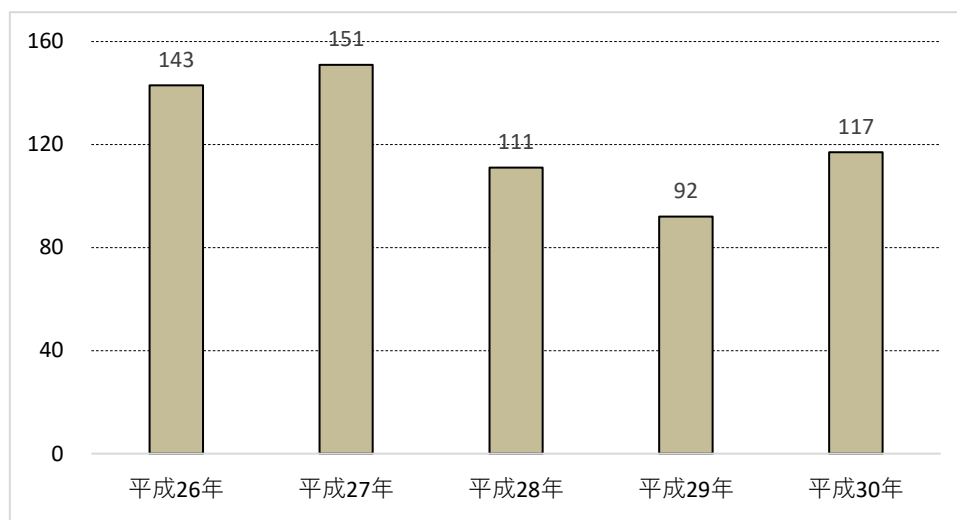


※資料：国勢調査

平成 22 年の女性の労働力率（15 歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、20 歳～59 歳までの年齢層においては、全国値を上回る水準となっています。

(3) 母子保健の状況

1) 母子手帳の交付数の推移



母子手帳の交付数の推移をみると、平成 27 年までは 140 人前後の交付数がありますが、平成 28 年以降については 120 人以下となっています。

2) 各種健診の受診状況

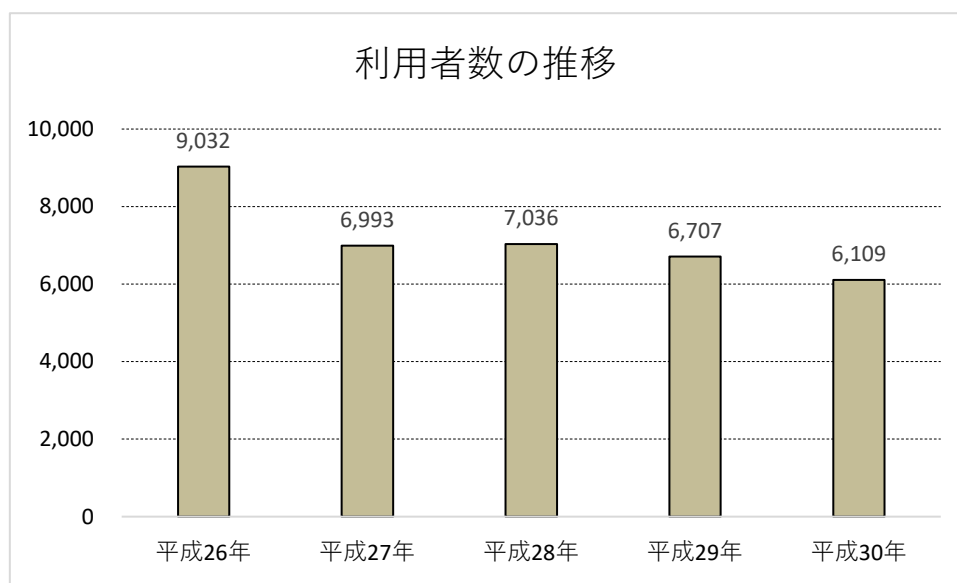
(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
妊婦健診(前期)	143	145	114	111	119
妊婦健診(後期)	143	144	123	96	109
4ヶ月乳児健康診査	139	142	139	111	111
7ヶ月乳児健康診査	146	145	138	118	109
10ヶ月乳児健康診査	142	147	140	133	100
1歳6ヶ月児健康診査	128	143	148	144	113
3歳児健康診査	190	158	138	151	131

各種健診の受診状況をみると、出生数の減少に伴い受診者数が少なくなっています。

(4) 保育・教育を取り巻く状況

1) 保育所の概況

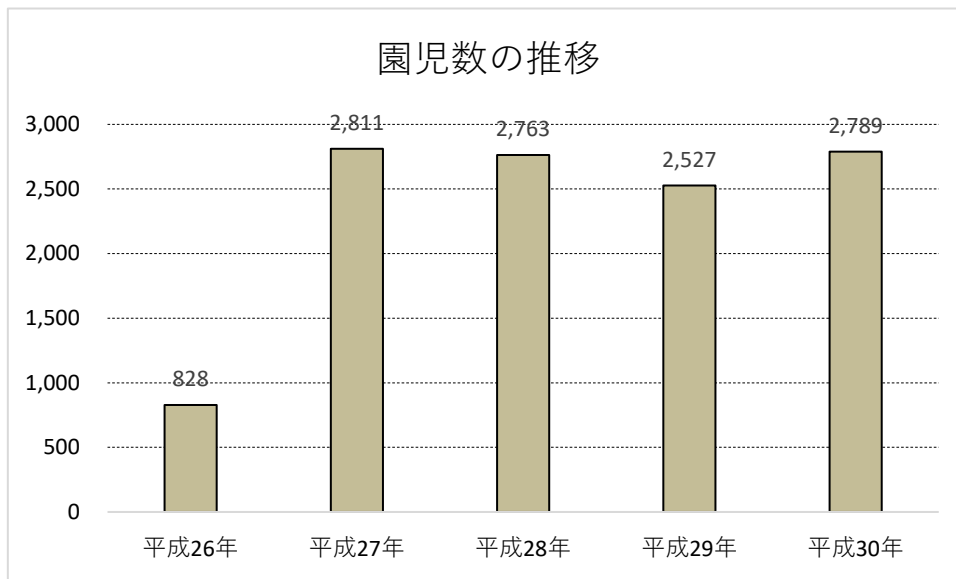


	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
箇所数(箇所)	10	7	7	7	7
定員数(人)	805	595	595	595	565
利用者数(人)	9,032	6,993	7,036	6,707	6,109
保育士等の職員数(人)	128	119	118	115	114

※利用者数は広域を含む、延べ利用者数である

平成 27 年に保育所の統合や認定こども園への移行等があったことから平成 26 年から人数が減っています。平成 30 年までの保育所の利用者数をみると、平成 27 年からの 4 年間では、平成 30 年には 6,109 人と、平成 27 年に比べ、884 人の減少となっています。

2) 認定こども園の概況



	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
箇所数(箇所)	2	2	2	2	2
定員数(人)	220	250	250	240	240
園児数(人)	828	2,811	2,763	2,527	2,789
保育士等の職員数(人)	11	43	41	37	40

※利用者数は、延べ利用者数である

平成 27 年から平成 30 年までの認定こども園の園児数をみると、横ばい傾向にあります。

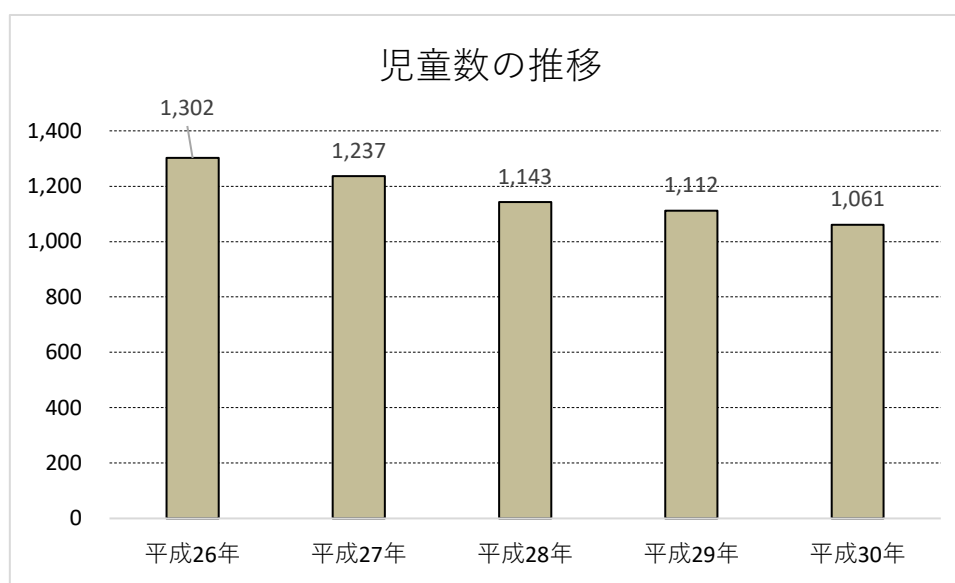
平成 26 年度については幼稚園の数字となっております。

3) 待機児童数の推移

	(人)				
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
待機児童数	0	0	0	0	0

平成 26 年から平成 30 年までの待機児童数は発生しておりません。

4) 小学校の概況



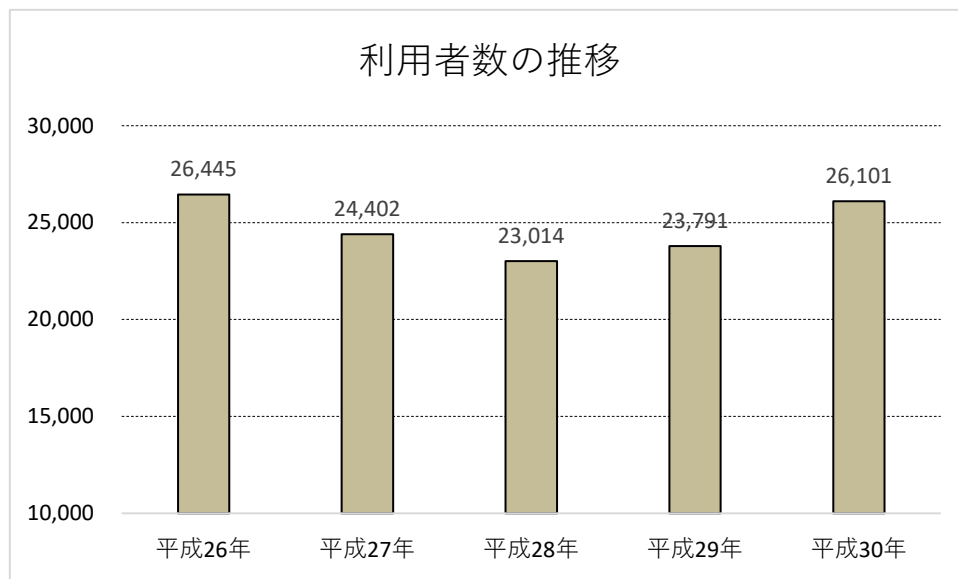
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
箇所数(校)	7	6	6	6	4
児童数(人)	1,302	1,237	1,143	1,112	1,061
教員等の 職員数(人)	99(76)	83(71)	81(70)	76(69)	66(57)

※児童数と職員数は各年 5 月 1 日時点。職員は校長、教頭、教諭、講師の計(その他)

平成 26 年から平成 30 年までの小学校の児童数は減少傾向にあり、平成 30 年には 1,061 人と平成 26 年に比べ 241 人減少しております。

小学校数は平成 27 年に 6 校に、平成 30 年以降は 4 校に減少しています。

5) 学童保育の概況



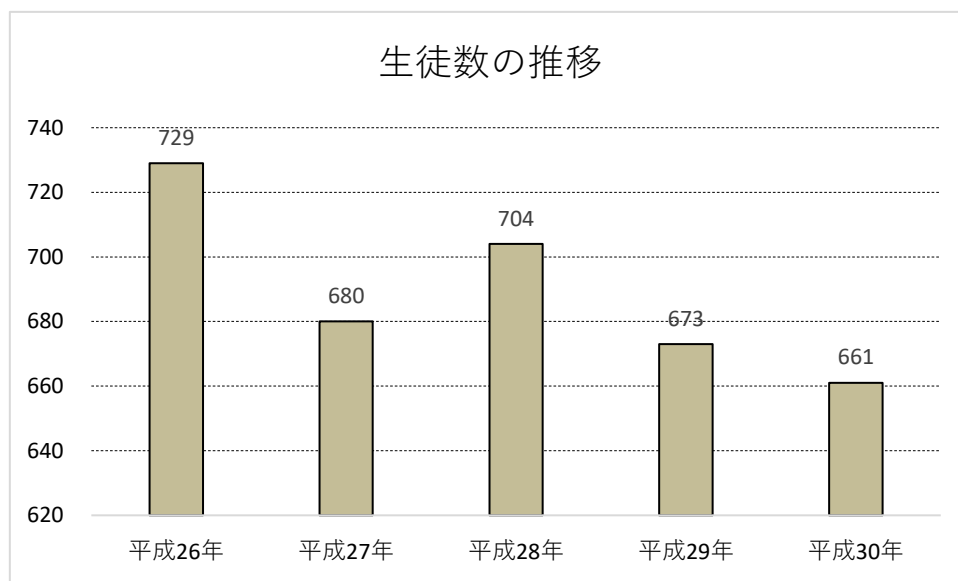
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
箇所数(箇所)	7	7	7	7	7
登録者数(人)	301	320	291	320	329
利用者数(人)	26,445	24,402	23,014	23,791	26,101
指導員等の職員数(人)	35	39	39	37	31

※利用者数は、延べ利用者数である。職員数は各年5月1日時点

学童保育所の利用者数は児童数は減っているものの横ばい傾向にあります。

学童保育は平成 27 年から対象が6年生までに拡大されております。また、平成 27 年以降小学校が統合されておりますが、学童保育については7箇所を維持しております。

6) 中学校の概況



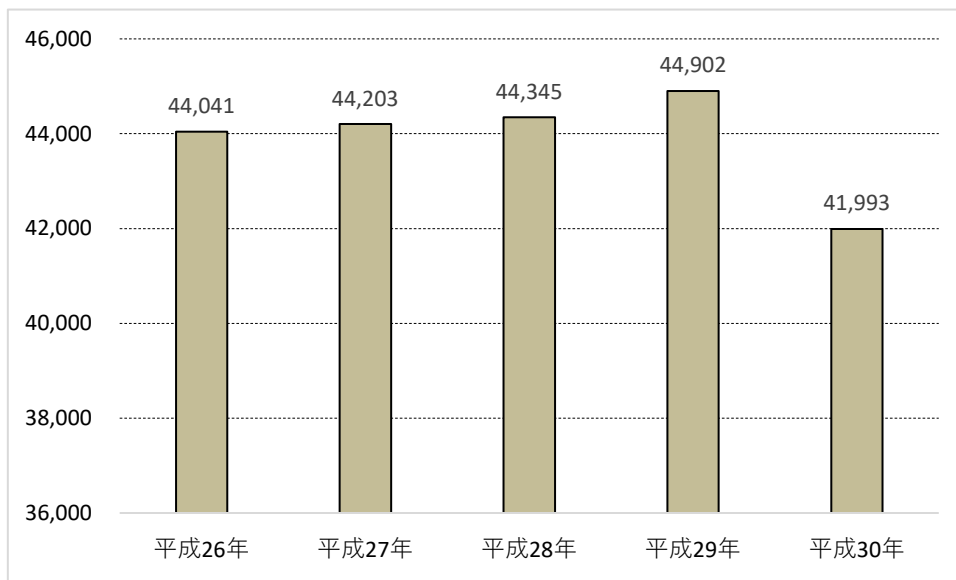
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
箇所数(校)	3	3	3	3	3
生徒数(人)	729	680	704	673	661
教員等の 職員数(人)	67(36)	67(35)	64(34)	66(35)	63(35)

※生徒数と職員数は各年 5 月 1 日時点。職員は校長、教頭、教諭、講師の計(その他)

平成 26 年から 30 年までの中学校の児童数をみると、減少傾向にあり、平成 30 年では 661 人と平成 26 年に比べ 68 人減少しています。

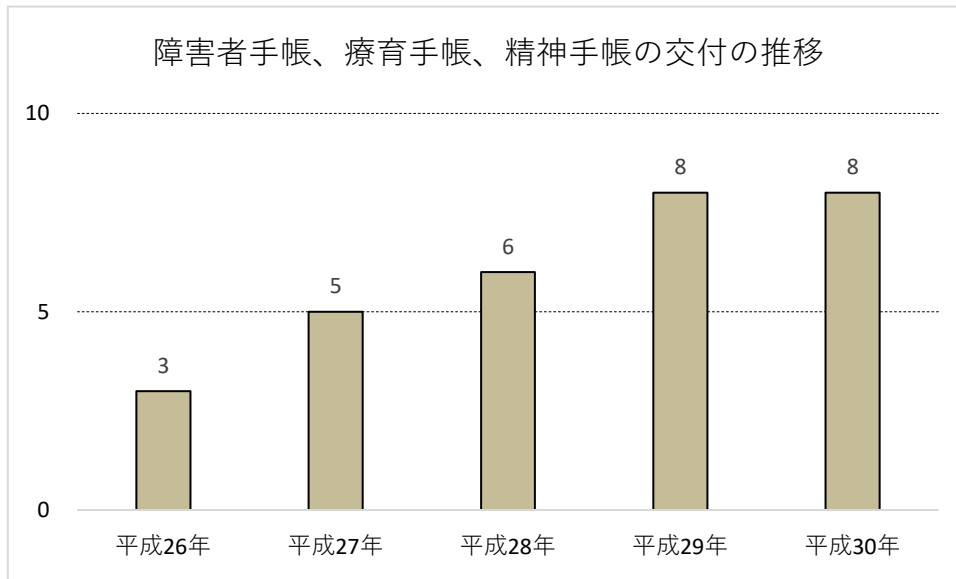
(5) 小児医療の状況

1) 福祉医療費助成事業の助成件数の推移



平成 26 年から平成 30 年までの福祉医療費助成事業の助成件数は横ばい傾向にあります。平成 30 年からは助成対象を高校生まで拡大しておりますが減少しています。

(6) 障害児の状況



障害者手帳、療育手帳、精神手帳の交付数は増加傾向となっております。

2. アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

アンケート調査は、本計画の策定に向けて「量の見込み」を算出するために、就学前児童および小学生児童の教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向など、子育て支援に関する住民ニーズ等を把握し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

2) 調査の実施状況

本調査は、市内に在住する就学前児童および小学生児童を持つ保護者を対象に実施しました。（令和元年5月に実施）

就学前児童は保育園や幼稚園での配布・回収、郵送による配布・回収により、小学生児童は小学校での配布・回収により調査を行いました。

3) 回収結果

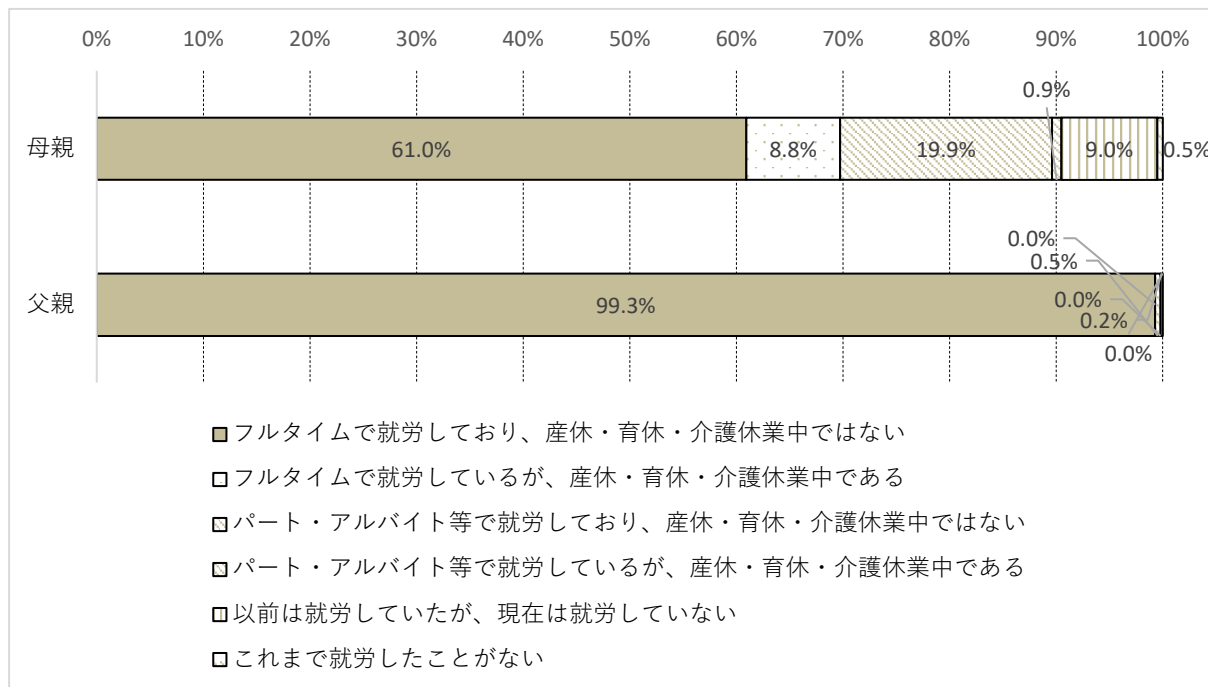
調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
	A	B	C (B/A)
①就学前児童調査	614 人	439 票	71.5%
②小学生児童調査	795 人	627 票	78.9%

4) 調査結果の表記に関する注意事項

- 調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも見た目の合計が必ずしも100%になるとは限りません。
- 複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の%を算出しているため、合計が100%を超えることがあります。
- 図表中ではスペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

(2) 就学前児童調査結果のポイント

1) 保護者の就労状況

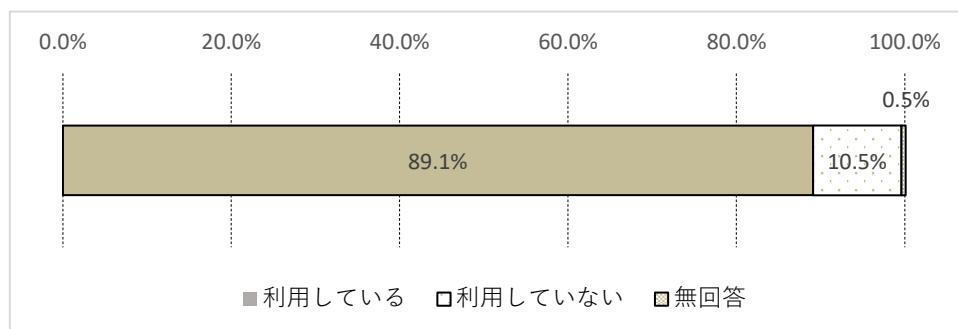


保護者の就労状況についてみると、母親の61.0%、父親の99.3%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」としています。

母親では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」という回答も19.9%を占め、9.0%は「以前は就労していたが、現在は就労していない」としています。

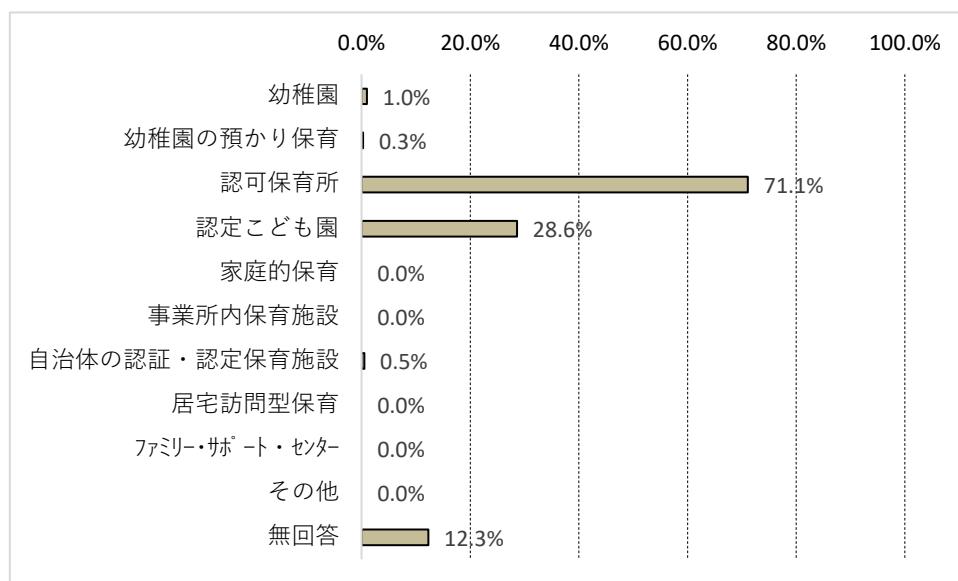
2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



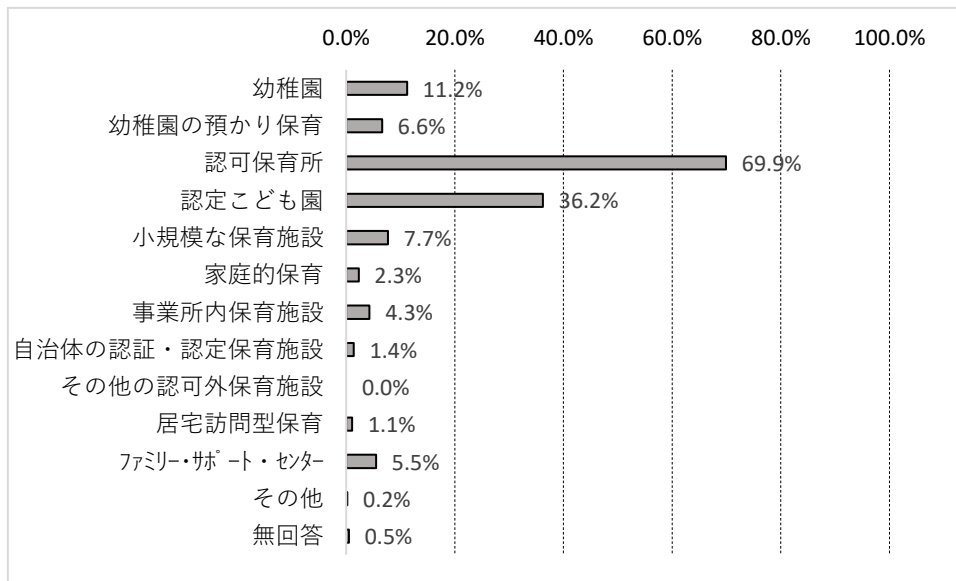
平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無をみると、89.1%は何らかの事業を「利用している」としています。

■ 利用している平日の定期的な教育・保育事業



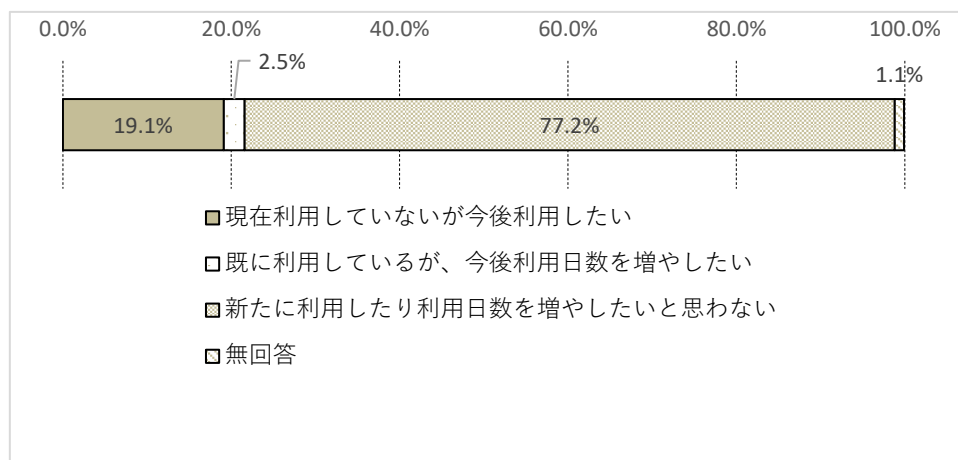
平日に何らかの教育・保育事業を定期的にご利用している回答者に、ご利用している事業について聞くと、「認可保育所」が71.1%で最も多く、ついで「認定こども園」(28.6%)となっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望



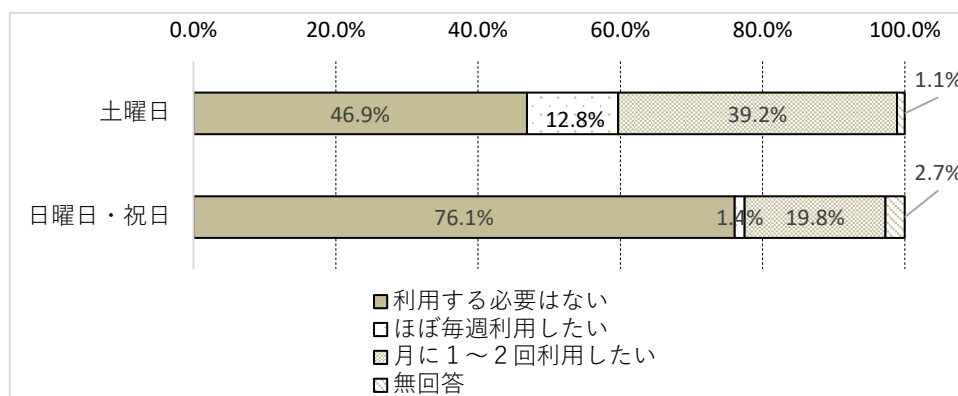
平日に利用したい定期的な教育・保育事業をみると、「認可保育所」が 69.9% で最も利用意向が高く、「認定こども園」が 36.2% となっています。

3) 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向についてみると、「利用していないが、今後利用したい」は 19.1%となっていますが、77.2%は「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」としています。

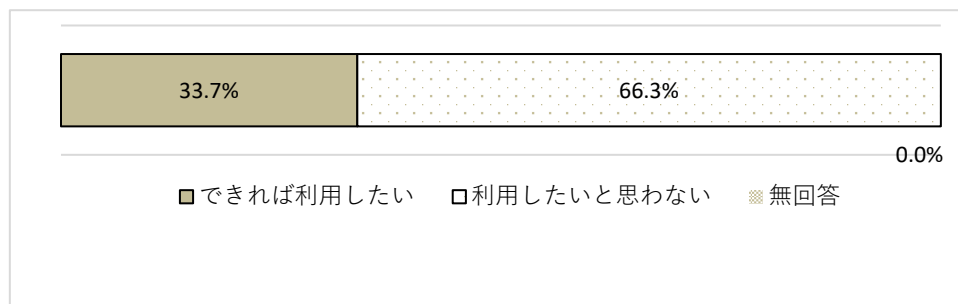
4) 土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望



土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望についてみると、土曜日では「月に1～2回は利用したい」が 39.2%、「ほぼ毎日利用したい」が 12.8%、日曜・祝日では「月に1～2回は利用したい」が 19.8%、「ほぼ毎日利用したい」が 1.4%となっています。

「利用する必要はない」という回答は、土曜日では 46.9%、日曜・祝日では 76.1%となっています。

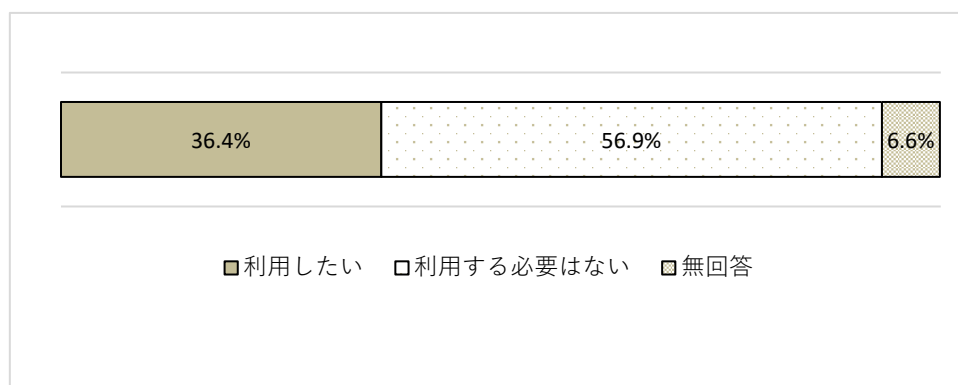
5) 病児・病後児のための保育施設等の利用意向



子どもが病気やケガのために事業が利用できなかった時、「父親が休んだ」、「母親が休んだ」という回答者に、病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったかどうかについて聞くと、66.3%は「利用したいとは思わない」としています。

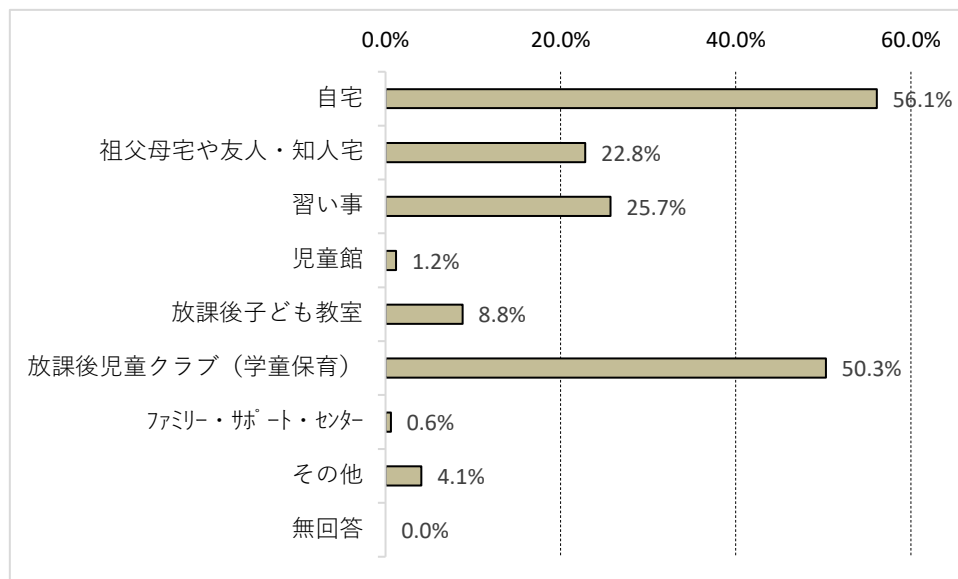
「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」は 33.7%となっています。

6) 不定期の教育・保育事業の利用意向



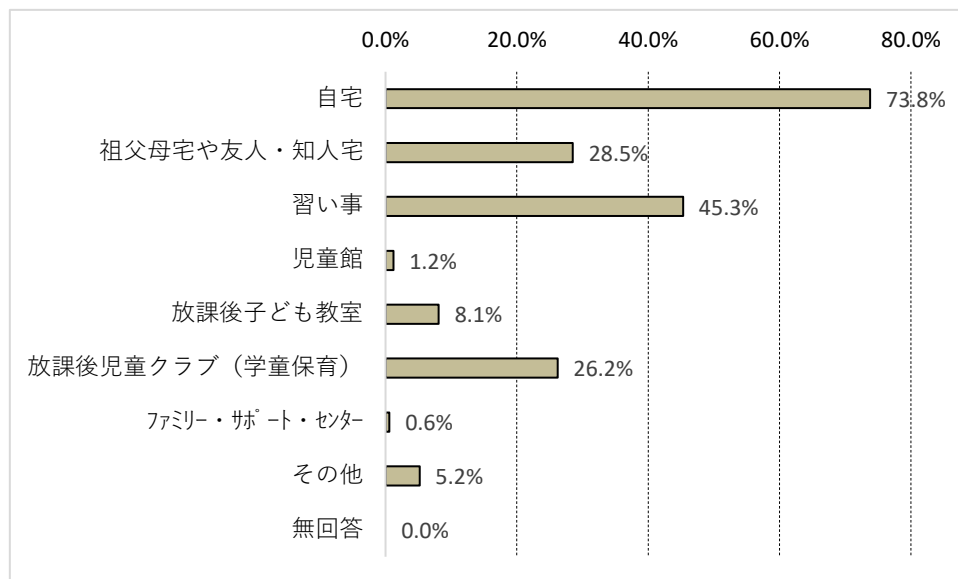
不定期の保育事業の利用意向についてみると、「利用したい」は 36.4%で、56.9%は「利用する必要はない」としています。

7) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望（小学校低学年の間）



令和2年度から小学校入学予定の子どもの放課後の時間を過ごさせたい場所としては、小学校低学年のうち「自宅」(56.1%)と「放課後児童クラブ」(50.3%)への回答が50%前後、「習い事」(25.7%)と「祖父母宅や友人・知人宅」(22.8%)が20%前後で多くなっています。

8) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望（小学校高学年の間）

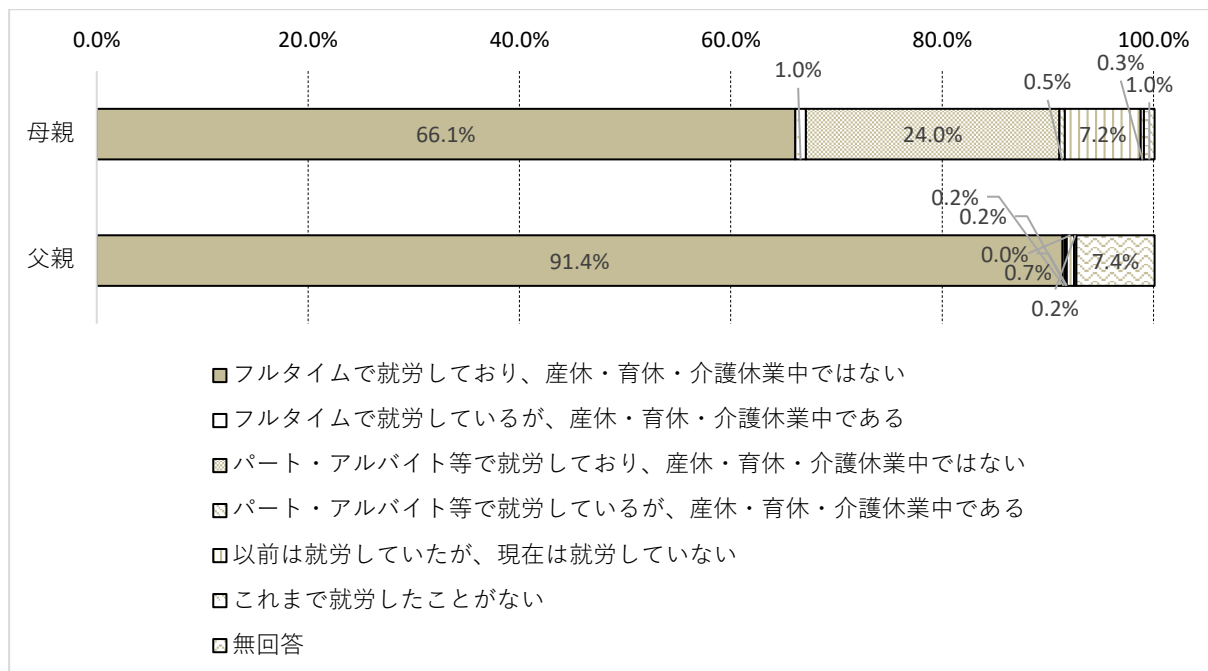


令和2年度から小学校入学予定の子どもの小学校高学年になってからの放課後の時間を過ごさせたい場所としては、「自宅」が73.8%で最も多く、ついで「習い事」が45.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が28.5%となっています。

低学年の間の放課後の過ごさせ方の希望と比べると、「放課後児童クラブ」への回答割合が減少し、反対に「習い事」への回答割合が高まっており、低学年の間は放課後児童クラブを利用し、高学年になると習い事にシフトしていくような傾向がうかがえます。

(3) 小学生児童調査結果のポイント

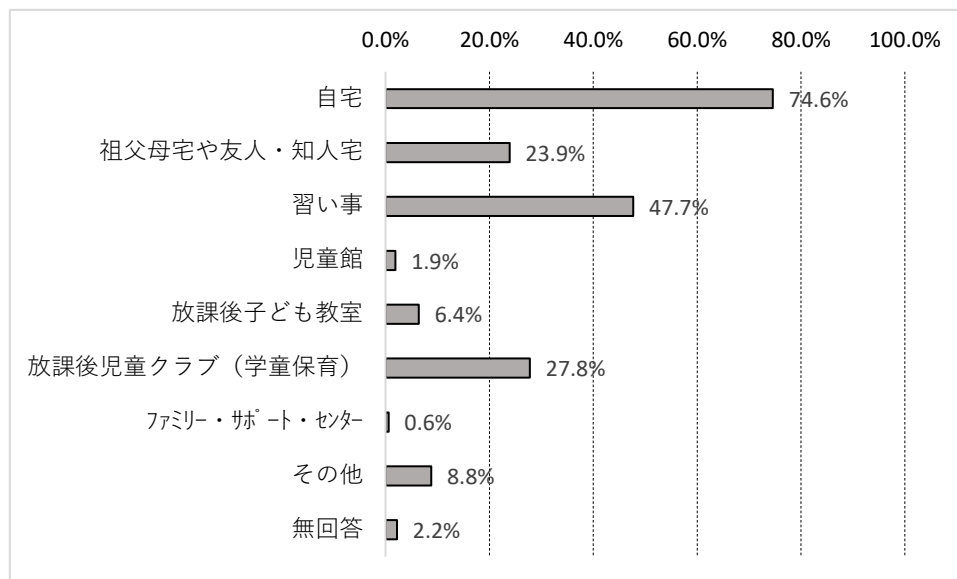
1) 保護者の就労状況



保護者の就労状況についてみると、母親の66.1%、父親の91.4%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」としています。

母親では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」という回答が24.0%を占め、7.2%は「以前は就労していたが、現在は就労していない」としています。

2) 放課後の過ごし方の希望



放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかを聞いたところ、「自宅」が74.6%で最も多く、「習い事」が47.7%、「放課後児童クラブ」が27.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が23.9%となっています。

3. 第1期計 画の実施状況

第1期計画で設定した量の見込み及び確保策に対する実績は次のとおりとなっております。

(1) 幼児期の教育・保育の量について

		1号	2号		3号		提供体制		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳			
		教育	教育	保育	保育	保育			
平成 27年度	量の見込み	20人	60人	430人	101人	230人	実施の 有無	箇所数	
		教育:計	80人	保育:計	761人				
	計画	教育:計	80人	保育:計	775人				
		保育所			361人	60人	170人	○	5か所
		認定こども園	20人	60人	99人	25人	60人	○	4か所
		幼稚園						×	
	実績 (利用定員)	教育:計	80人	保育:計	765人				
		保育所			365人	70人	160人	○	5か所
		認定こども園	80人		90人	22人	58人	○	4か所
幼稚園							×		
平成 28年度	量の見込み	20人	60人	420人	97人	226人	実施の 有無	箇所数	
		教育:計	80人	保育:計	743人				
	計画	教育:計	80人	保育:計	765人				
		保育所			350人	61人	170人	○	5か所
		認定こども園	20人	60人	99人	25人	60人	○	4か所
		幼稚園						×	
	実績 (利用定員)	教育:計	80人	保育:計	765人				
		保育所			365人	70人	160人	○	5か所
		認定こども園	80人		90人	22人	58人	○	4か所
幼稚園							×		
平成 29年度	量の見込み	19人	58人	398人	94人	216人	実施の 有無	箇所数	
		教育:計	77人	保育:計	708人				
	計画	教育:計	80人	保育:計	735人				
		保育所			317人	69人	165人	○	5か所
		認定こども園	20人	60人	99人	25人	60人	○	4か所
		幼稚園						×	
	実績 (利用定員)	教育:計	80人	保育:計	755人				
		保育所			353人	73人	169人	○	5か所
		認定こども園	80人		80人	22人	58人	○	4か所
幼稚園							×		
平成 30年度	量の見込み	18人	55人	376人	88人	209人	実施の 有無	箇所数	
		教育:計	73人	保育:計	673人				
	計画	教育:計	80人	保育:計	735人				
		保育所			317人	69人	165人	○	5か所
		認定こども園	20人	60人	99人	25人	60人	○	4か所
		幼稚園						×	
	実績 (利用定員)	教育:計	80人	保育:計	725人				
		保育所			333人	70人	162人	○	5か所
		認定こども園	80人		80人	22人	58人	○	4か所
幼稚園							×		

※児童数の減少により実績も減少しておりますが、全ての年度において量の見込みを上回っております。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

1) 利用者支援事業

		実施有無	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保策	箇所数	×					
実績	箇所数	○					1箇所

※計画にはありませんでしたが、令和元年10月より金浦保健センターに「にかほ市ネウボラあの一ね」を開設しております。

2) 時間外保育事業

(延べ人数)

		実施有無	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間)			4,819人	4,706人	4,489人	4,273人	4,150人
確保策	提供量	○	4,819人	4,706人	4,489人	4,273人	4,150人
	箇所数		9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
実績	提供量	○	5,537人	6,125人	5,537人	4,950人	-
	箇所数		9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

※量の見込みを上回る実績となっております。

3) 放課後児童健全育成事業

(実人数)

		実施有無	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間)			365人	339人	331人	330人	319人
確保策	提供量-低学年	○	288人	267人	261人	264人	258人
	提供量-高学年		77人	72人	70人	66人	61人
	箇所数		7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
実績	提供量	○	320人	312人	320人	329人	-
	箇所数		7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

※量の見込みを上回る実績となっております。小学校の統廃合が進んでおりますが、各地区にて引き続き学童保育を実施しております。

4) 子育て短期支援事業

		実施有無	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間)							
確保策	提供量	×					
	箇所数						
実績	提供量	○					-
	箇所数						0箇所

※計画にはありませんでしたが、平成31年4月より秋田市の児童養護施設等に委託して事業を実施しております。

5) 地域子育て支援拠点事業

(延べ人数)

		実施有無	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (月間)			1,332人	1,300人	1,247人	1,198人	1,157人
確保策	提供量	○	1,332人	1,300人	1,247人	1,198人	1,157人
	箇所数		3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
実績	提供量	○	3,329人	2,196人	3,329人	5,336人	—
	箇所数		3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

※計画を大きく上回る実績となっております。

6) 一時預かり事業

(延べ人数)

		実施有無	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一時預かり (在園児対象)	量の見込み		5,824人	2,690人	5,401人	5,100人	4,978人
	確保策 提供量	○	5,824人	2,690人	5,401人	5,100人	4,978人
	実績 提供量		3,867人	3,782人	3,867人	909人	—
一時預かり (幼稚園以外)等	量の見込み		851人	832人	789人	746人	728人
	確保策 提供量	○	851人	832人	789人	746人	728人
	実績 提供量		232人	215人	232人	165人	—

※在園児対象・幼稚園以外ともに量の見込みを大きく下回る実績となっております。

7) 病児保育事業

(延べ人数)

		実施有無	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み			1,333人	1,311人	1,251人	1,191人	1,157人
病後児対応型	確保策	提供量	○		10人	10人	10人
		箇所数			1箇所	1箇所	1箇所
	実績	提供量	○		0人	0人	0人
		箇所数			0箇所	0箇所	0箇所
体調不良児対応型	確保策	提供量	○	1,333人	1,301人	1,241人	1,181人
		箇所数		4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	実績	提供量	○	1,205人	1,123人	1,205人	1,046人
		箇所数		4箇所	4箇所	5箇所	5箇所

※病後児対応型については、小学校3年生までを対象として平成31年度より実施しております。体調不良児対応型については量の見込みを下回る実績となっております。

8) 妊婦健康診査

(実人数)

		実施 有無	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間)			150人	145人	139人	133人	131人
確保策	提供量	○	150人 妊婦健診 15回	145人 妊婦健診 15回	139人 妊婦健診 15回	133人 妊婦健診 15回	131人 妊婦健診 15回
実績	提供量	○	151人 妊婦健診 14回	123人 妊婦健診 16回	111人 妊婦健診 16回	119人 妊婦健診 16回	— 妊婦健診 16回

※平成28年度以降、量の見込みを下回る実績となっております。

9) 乳児家庭全戸訪問事業

(実人数)

		実施 有無	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間)			144人	139人	133人	127人	125人
確保策	提供量	○	144人	139人	133人	127人	125人
実績	提供量	○	142人	147人	112人	113人	—

※平成29年度以降、量の見込みを下回る実績となっております。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へと移行しています。

「子ども・子育て支援新制度」では、子どもを生き育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

<国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

すべての子どもの幸せの実現に向けて、
地域のすべての人ができることを行い、
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく
まちづくりを推進していきます

(2) 基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」

「地域の子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けからの切れ目のない支援、児童虐待の問題や、ひとり親家庭、障害のある子どもへの支援などについても重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

そこで、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、これまで次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを継承するものとして本計画を推進していきます。

そのため、計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画とそれ以外の子ども・子育て支援に関わる取り組みとに分けて、それぞれに着実な推進を図ります。

<子ども・子育て支援事業計画>

- 1 : 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
- 2 : 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3 : 仕事と生活の調和の促進
- 4 : その他の支援事業の推進

<その他の子ども・子育て支援施策>

- 基本目標 1 : 子どもの心身の健やかな成長の支援
- 基本目標 2 : 子育て家庭をサポートする環境の整備
- 基本目標 3 : 地域の子育て力を強化する施策の充実
- 基本目標 4 : 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保
- 基本目標 5 : 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

2. 計画の体系

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます

子ども・子育て支援事業計画

1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

- 1) 保育園
- 2) 認定こども園への取り組み

2：地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1：通所系事業

- 1) 延長保育事業
- 2) 休日保育事業
- 3) 一時預かり事業
- 4) 一号認定(教育認定)の預かり保育サービス
- 5) 病児保育事業
- 6) ショートステイ事業
- 7) トワイライトステイ事業
- 8) 放課後児童健全育成事業

2-2：訪問系事業

- 1) 乳児家庭全戸訪問事業

2-3：相談支援

- 1) 地域子育て支援拠点事業
- 2) 利用者支援事業

2-4：その他の事業

- 1) ファミリー・サポート・センター事業
- 2) 妊婦健康診査

3：仕事と生活の調和の促進

- 1) 企業等の取り組みの啓発活動
- 2) 子育てサポーター

4：その他の支援事業の推進

4-1：保育・教育環境の質の向上

- 1) 保育園耐震化
- 2) 認定こども園耐震化
- 3) 保育士打合せ会
- 4) 教育・保育アドバイザーの設置

4-2：放課後児童対策の充実

- 1) 放課後子ども教室設置
- 2) 地域学校協働本部の設置

4-3：妊産婦支援の充実

- 1) 妊娠 11 週未満内の早期届け出のPR
- 2) 個別指導の強化(妊婦貧血など)

その他の子ども・子育て支援施策

基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援

1-1：児童の健全育成

- 1) 思春期の心の問題のケア充実
- 2) 青少年団体等に対する支援

1-2：学校教育の充実

- 1) 国際理解教育の推進
- 2) 教育の情報化の推進
- 3) 学校施設整備事業
- 4) 小学校耐震化事業
- 5) 中学校耐震化事業
- 6) 総合的な学習の時間全体計画作成事業

基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備

2-1：母子の健康づくりの推進

- 1) 乳幼児健診の充実
- 2) 歯科健診の充実
- 3) ことばの相談
- 4) 幼児健康相談
- 5) 各種予防接種の接種率の向上
- 6) 幼児栄養教室
- 7) 5歳児健診栄養教室
- 8) 初期救急(在宅当番医制事業)の体制充実・強化

2-2：食育の推進

- 1) 離乳食教室
- 2) 親子の健康料理教室
- 3) 子育て支援センター幼児食教室
- 4) 食に関する正しい知識の啓発

2-3：家庭の子育て力の強化

- 1) 子育てに関する研修の推進
- 2) フレッシュパパ・ママ講座

基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実

3-1：地域の子育て力の強化

- 1) 子育て相談機関のネットワーク設置
- 2) 中高生やボランティアによる子育て支援の推進

3-2：子育て情報の効果的な提供

- 1) 保育サービスの情報提供
- 2) 子育てサービスに関する情報提供の充実

3-3：次代の親の育成

- 1) 人間尊重、生命尊重、男女平等に関する指導事業(小学校)
- 2) 人間尊重、生命尊重、男女平等に関する指導事業(中学校)
- 3) 幼児と触れ合う事業

基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

4-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

- 1)「こどものえき」の周知、有効活用の促進
- 2)バリアフリー歩道の整備
- 3)子どもの遊び場整備
- 4)公園遊具の整備

4-2：子どもと子育て家庭の安全の確保

- 1)不審者対応安全安心マップ作成事業
- 2)安全マップ作成指導
- 3)防犯教室の開催
- 4)交通安全教室(保育園・幼稚園・小学校)
- 5)交通安全パトロールの実施

基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

5-1：障がい児支援の推進

- 1)障害児保育事業
- 2)障害の早期発見、早期対応
- 3)巡回児童相談
- 4)発達障害児への支援
- 5)特別支援教育の充実

5-2：ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 1)ひとり親日常生活支援事業
- 2)自立支援教育訓練給付費事業
- 3)高等職業訓練促進事業
- 4)母子自立支援員の相談体制の充実
- 5)母子自立支援プログラム策定等事業

5-3：児童虐待防止対策の推進

- 1)児童虐待防止の意識啓発
- 2)児童虐待の早期発見、要保護児童対策地域協議会の運営
- 3)児童相談受付窓口の設置

第2編：子ども・子育て支援事業計画

第1章 事業推進の考え方

1. 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援新制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取り組んでいきます。

<子ども・子育て支援制度の内容>

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園，幼稚園，保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

<教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」および「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本市では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全市を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとしします。

＜教育・保育の一体的提供の推進＞

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園、保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。その上で、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本市では、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

＜産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保＞

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時（原則として、児童が1歳に到達した時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望した時から質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めていきます。

＜子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携＞

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

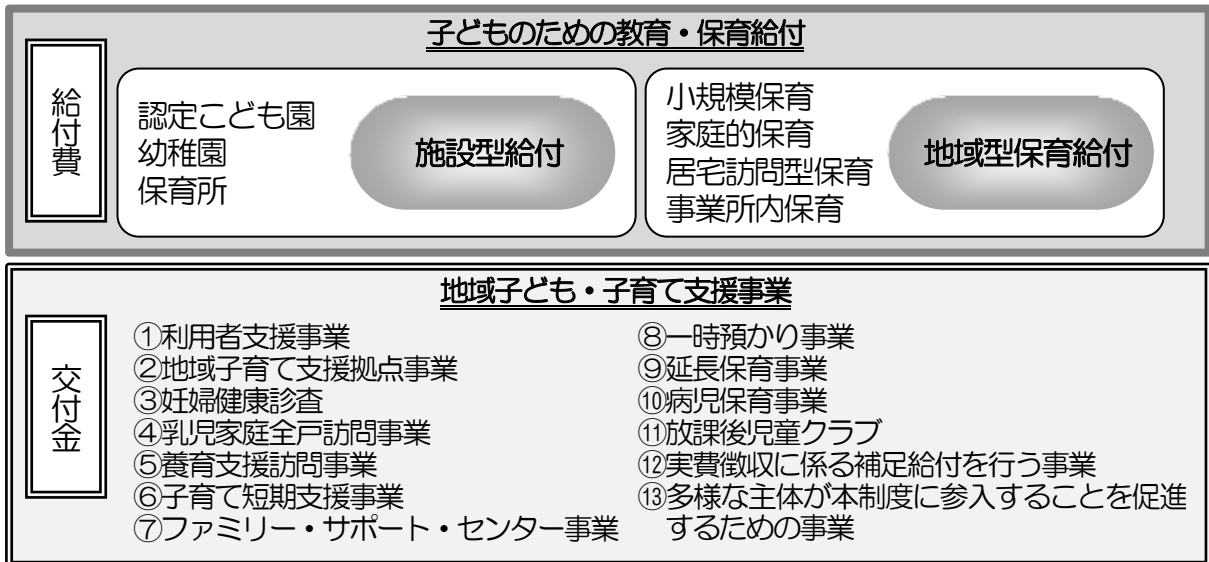
＜職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携＞

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、県や市内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、労働局等と連携を取りつつ、実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

2. 新制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

給付対象となる事業は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」となっています。



(1) 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

1) 認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園 (教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 (保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 (保育利用) 小規模保育事業など

2) 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

事由	<ul style="list-style-type: none">○就労○妊娠・出産○保護者の疾病・障害○同居親族等の介護・看護○災害復旧○求職活動○就学○虐待やDVのおそれがあること○育児休業取得時に、すでに保育を利用していること○その他市町村が定める事由
保育時間	<ul style="list-style-type: none">○保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用○保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
優先すべき事情	<ul style="list-style-type: none">○ひとり親家庭○生活保護世帯○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合○虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合○子どもが障害を有する場合○育児休業明け○兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合○小規模保育事業などの卒園児童○その他市町村が定める事由

(2) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

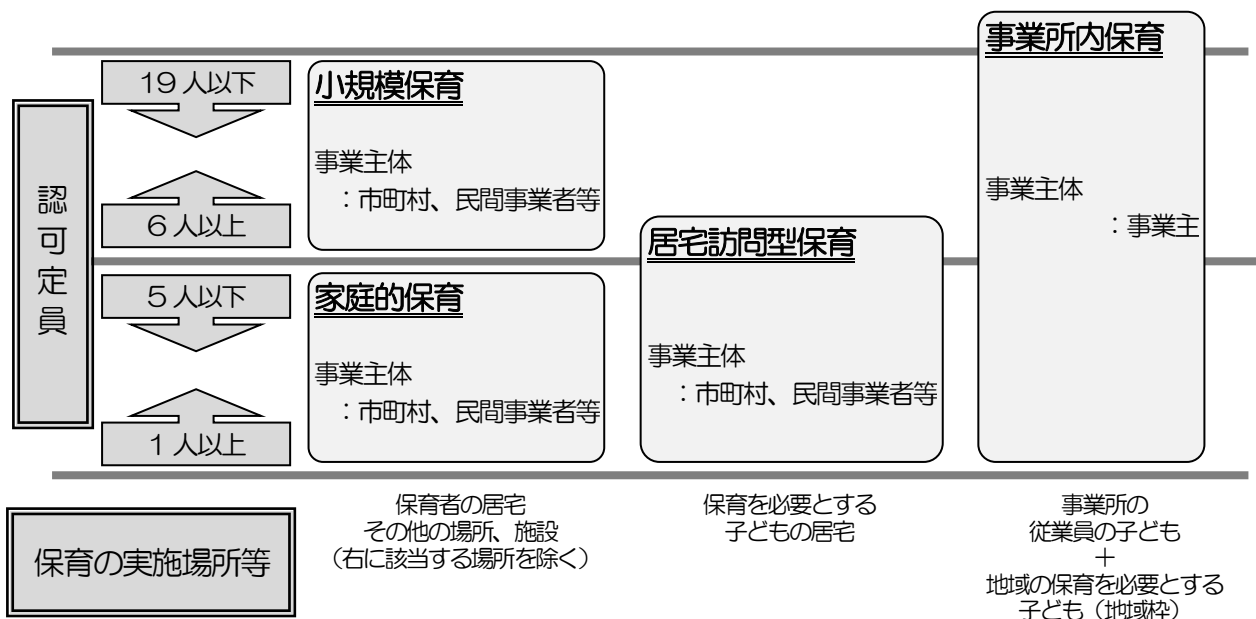
給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）



(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、対象事業の範囲についても法定のものとなっています。

第2章 事業の推進

1. 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

1) 保育園

【事業概要】

保育所で保育が必要な子どもの保育を行います。（保育時間：7時～18時）
入所者数は、市全体の出生数が減少しているため、3歳以上児で減少していますが、未満児については横ばい傾向にあります。

【取り組みの方向】

最低基準に沿った保育士の確保が緊急の課題となっており、保育指導計画にそって、教育や地域の子育て支援に取り組んでいきます。

保育士の適正配置や、臨時保育士の雇用条件を向上させ、保育士の確保に努めます。

2) 認定こども園への取り組み

【事業概要】

保育所と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。

【取り組みの方向】

認定こども園としてのメリットを十分検討するとともに、今後の施設建て替えに際しては認定こども園としての認定を目指します。

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1：通所系事業

1) 延長保育事業

【事業概要】

保護者の就労状況に応じ、延長保育を実施し、子育てを支援します。
市内全保育所にて1時間の延長保育を実施しています。

【取り組みの方向】

これまでのところニーズに応じ提供できていると思われるため、今後も継続してサービスを提供していきます。

2) 休日保育事業

【事業概要】

保護者の就労状況に応じ、休日保育を実施し、子育てを支援します。
市内ではにかほ保育園、勢至保育園の2園で実施しています。

【取り組みの方向】

今後も継続してサービスを提供していきます。
現在、象潟地区では休日保育を実施していないため、ニーズを見極めながら対応を検討していきます。

3) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭で一時的に保育が困難になった未就園児を保育園で一時的に預かり、子育てを支援します。
市内全保育所・認定こども園にて実施しています。

【取り組みの方向】

これまでのところニーズに応じ提供できていると思われるため、今後も継続してサービスを提供していきます。

4) 一号認定(教育認定)の預かり保育サービス

【事業概要】

認定こども園で通常の教育時間以降や夏休みなどに子どもを預かる事業です。市内の認定こども園において取り組んでいます。

【取り組みの方向】

今後も各認定こども園の事業方針に基づいて取り組んでいきます。

5) 病児保育事業

【事業概要】

病後児対応型については、病後回復期にある児童が、保護者の就労等により家庭で保育が困難な場合の一時的な保育をします。体調不良児対応型については、保育中に体調不良になった児童への緊急対応を保育所等で行うことで、子育てを支援します。

病後児対応型については市内1園で、体調不良児対応型については市内4園で実施しています。

【取り組みの方向】

病児対応型と病後児対応型が連携することにより、より一層児童及び保護者の安全安心につながるものと考えられます。今後、病児対応型に対応するためには看護師や保育士の確保が課題となるため、市内診療所での事業化を検討していきます。

6) ショートステイ事業

【事業概要】

子どもを養育している保護者が一時的なケガや病気で、家事・育児に困ったときに施設で子どもの養育や母子の保護を行う事業です。

【取り組みの方向】

市内に児童福祉施設等の実施施設がないため、現在は秋田市の施設に委託して実施しています。

7)トワイライトステイ事業

【事業概要】

残業等で親の帰宅が遅い場合、夜間に子どもを預かり、夕食の提供など生活の援助を行う事業ですが、これまでのところ事業化には至っていません。

【取り組みの方向】

市内に児童福祉施設等の実施施設がないため、ニーズを見極めながら施設等の受入体制の整備を検討していきます。

8)放課後児童健全育成事業

【事業概要】

市内児童のうち、保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対して、家庭に代わり適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

市内では小学校の統合が進んでおりますが、各地区に1カ所設置し、法人、団体に委託して実施しています。

【取り組みの方向】

施設が狭い、学校から遠いなどが課題となっており、早急に施設の充実、確保を図り、児童の受け入れ態勢を整えます。

2-2：訪問系事業

1)乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

また、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施を支援します。

【取り組みの方向】

訪問実施後の結果により、支援が必要とされた家庭に対し、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市の担当者、医療関係者等の関係機関と連携し、必要な支援をしていきます。

2-3：相談支援

1)地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

地域子育て支援拠点事業については、2か所を市内の保育所に委託し、1か所は市で実施しています。

【取り組みの方向】

未就園児を持つ保護者にとって貴重な相談交流の場でもあるため、今後も継続して実施していきます。

2)利用者支援事業

【事業概要】

子どもの保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保険その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。

【取り組みの方向】

子育て世代包括支援センター（にかほ市ネウボラあのね）を設置し、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行うため、情報を集約してワンストップで情報提供及び相談等ができるよう体制を整備していきます。

2-4：その他の事業

1)ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人が、事前に会員登録をする地域の相互援助事業となります。

これまでのところ、まだ事業化に至っていません。

【取り組みの方向】

子育てサポーターを活用して事業化できないか検討していますが、活動している団体が1つしかなく現在の活動以上の受入れが難しい状況にあります。

今後はニーズ調査に基づき事業化について検討していきます。

2)妊婦健康診査

【事業概要】

住民登録をしている妊婦に対し、すこやかな妊娠を支援する目的で、妊娠中に最大16回、健康診査に係る費用の一部補助を行います。また、産後1か月健康診査、母乳育児相談を3回受診できます。

【取り組みの方向】

妊婦健診については平成26年度より検査項目を追加して内容の充実を図っています。歯科健診については受診率が低いため、引き続きPRに努め、受診率の向上を図ります。

3. 仕事と生活の調和の促進

1) 企業等の取り組みの啓発活動

【事業概要】

企業訪問や工業振興会等の諸会議において、育児・介護休業制度の趣旨や内容についての啓発や情報提供を行い、仕事や子育て等の両立できるよう働きやすい環境整備の推進を図っています。

また、県等の関係機関と連携し、男性が家事・育児へ積極的に参加できるようにするためのセミナーや講座等を開催しその趣旨への理解と協力について啓発を行っています。

【取り組みの方向】

育児・介護休業制度は、企業においては定着しており、現状では、女性の育児・介護休暇の取得は多くなっていますが、男性の取得は非常に少ない状況にあります。今後も仕事や子育て等の両立ができるように働きやすい環境整備の改善を推進していかなければならないため、今までの取り組みを継続し、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業制度の周知徹底を図り、講演会、広報、ポスター、チラシ等による啓発活動を強化していきます。

また、民間企業が、一般事業主行動計画を策定していくような環境整備の普及を推進していきます。

2) 子育てサポーター

【事業概要】

子育てサポータースキルアップ研修会等の研修情報の提供を行っています。

【取り組みの方向】

今後も子育てサポーターの育成のための研修等の情報提供を行います。

4. その他の支援事業の推進

4-1：保育・教育環境の質の向上

1)保育園耐震化

【事業概要】

保育園施設の耐震化を進めています。

平成 25 年度ですべての保育園で耐震化工事が完了しています。

【取り組みの方向】

今後も安心・安全な保育園施設の管理に取り組んでいきます。

2)認定こども園耐震化

【事業概要】

認定こども園施設の耐震化を進めています。

市内 2 園中、旧基準適用での建築は 1 園あり、1 園は耐震診断により補強不要との結果が出ています。

【取り組みの方向】

今後も安心・安全な認定こども園施設の管理に取り組んでいきます。

3)保育士研修会

【事業概要】

保育の質の向上を図るため、保育士が集まり、必要に応じて情報交換、課題の共有をしています。

【取り組みの方向】

保育士の日程調整が難しく、定期的な支援会議開催にまでは至っていませんが、今後も連絡を密にし、発達相談後のカンファレンスにも積極的に参加してもらうなど、保育士間の連携強化を図っていきます。

4)教育・保育アドバイザーの設置

【事業概要】

幼児教育・保育の質の向上を図るため、教育・保育アドバイザーを配置し地域で学びあう体制を作ります。

【取り組みの方向】

幼児教育・保育アドバイザーを配置して、定期的に保育所・認定こども園を訪問しながら各園の保育士等と意見交換し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

4-2：放課後児童対策の充実

1)放課後子ども教室設置

【事業概要】

放課後子ども教室は市内の3公民館を拠点に活動しています。

地域の特色を活かし安心安全な居場所として様々な活動に幅広く取り組んでいます。

【取り組みの方向】

学年によって下校時間が異なることや、平日の夕方の活動をどうしても低年齢に基準を置かざるを得ないことなどから、高低学年ごとの活動とすべきかが課題となっています。

国・県の補助対象事業のため、国や県の取り組みに対応する形で今後も継続していきます。

2)地域学校協働本部の設置

【事業概要】

学校と家庭、地域が連携して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進します。

【取り組みの方向】

放課後等支援活動も含め、子どもたちの夢に向かって生き抜く力及び学力を育むことを目的として取り組んでいきます。

4-3：妊産婦支援の充実

1) 妊娠 11 週未満内の早期届け出のPR

【事業概要】

早い段階から、妊娠期の様々な悩みや問題に対応することができるように、妊娠 11 週未満内の早期届け出の促進を図っています。

【取り組みの方向】

目標としては妊娠 11 週未満内の早期届け出について 90%以上を目指していますが、これまでのところ早期届け出は 88%にとどまっているため、今後も引き続き、母子保健事業やホームページ等で PR を強化していきます。

2) 個別指導の強化(妊婦貧血など)

【事業概要】

妊娠期の諸課題への早期発見・早期対応を図るため、個別指導の強化に取り組んでいます。

【取り組みの方向】

妊婦貧血については、妊娠後期における妊婦貧血の発生を 35%以下となるように取り組んでいます。40%とまだ目標達成には至っていないため、今後も貧血予防の健康教育、個別の保健指導の強化を図っていきます。

第3章 事業の計画目標

1. 教育・保育事業の確保策

		1号	2号		3号		提供体制			
		3～5歳 教育	3～5歳 教育 保育		0歳 保育	1・2歳 保育				
令和 2年度	量の見込み		78人	0人	355人	88人	195人		実施の 有無	箇所数
			教育:計	78人	保育:計	638人		○		
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	90人	保育:計	670人		○	4か所
		施設型 給付	保育所			255人	53人	140人	○	
			認定こども園	90人	0人	115人	47人	60人	○	
			幼稚園						×	
		地域型保育 給付	小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育 事業所内保育						×	
	認可外保育施設							×		
確認を受けない幼稚園							×			
令和 3年度	量の見込み		68人	0人	311人	81人	199人		実施の 有無	箇所数
			教育:計	68人	保育:計	591人		○		
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	90人	保育:計	660人		○	4か所
		施設型 給付	保育所			255人	53人	140人	○	
			認定こども園	90人	0人	105人	47人	60人	○	
			幼稚園						×	
		地域型保育 給付	小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育 事業所内保育						×	
	認可外保育施設							×		
確認を受けない幼稚園							×			
令和 4年度	量の見込み		64人	0人	290人	74人	181人		実施の 有無	箇所数
			教育:計	64人	保育:計	545人		○		
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	80人	保育:計	625人		○	4か所
		施設型 給付	保育所			240人	50人	140人	○	
			認定こども園	80人	0人	90人	45人	60人	○	
			幼稚園						×	
		地域型保育 給付	小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育 事業所内保育						×	
	認可外保育施設							×		
確認を受けない幼稚園							×			
令和 5年度	量の見込み		58人	0人	260人	67人	167人		実施の 有無	箇所数
			教育:計	58人	保育:計	494人		○		
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	70人	保育:計	605人		○	4か所
		施設型 給付	保育所			235人	45人	140人	○	
			認定こども園	70人	0人	85人	40人	60人	○	
			幼稚園						×	
		地域型保育 給付	小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育 事業所内保育						×	
	認可外保育施設							×		
確認を受けない幼稚園							×			
令和 6年度	量の見込み		57人	0人	258人	60人	153人		実施の 有無	箇所数
			教育:計	57人	保育:計	471人		○		
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	70人	保育:計	565人		○	4か所
		施設型 給付	保育所			225人	45人	130人	○	
			認定こども園	70人	0人	75人	40人	50人	○	
			幼稚園						×	
		地域型保育 給付	小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育 事業所内保育						×	
	認可外保育施設							×		
確認を受けない幼稚園							×			

2. 地域子ども・子育て支援事業の確保策

			実施 有無	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
利用者支援事業	確保策	箇所数	○	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
時間外保育事業(延長保育)	量の見込み	(年間)		170人	165人	160人	155人	155人	
	確保策	提供量	○	170人	165人	160人	155人	155人	
放課後児童健全育成事業	確保策	箇所数	○	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所	
	量の見込み	(年間)		327人	309人	307人	273人	257人	
	確保策	提供量-低学年	○	253人	234人	235人	204人	194人	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	確保策	提供量-高学年	○	74人	75人	72人	69人	63人	
	確保策	箇所数	○	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	
	量の見込み	(年間)		7人日	7人日	7人日	7人日	7人日	
地域子育て支援拠点事業	確保策	提供量	○	7人日	7人日	7人日	7人日	7人日	
	確保策	箇所数	○	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
	量の見込み	(年間)		5,336人	5,300人	5,200人	5,200人	5,200人	
一時預かり (在園児対象)	確保策	提供量	○	5,336人	5,300人	5,200人	5,200人	5,200人	
	確保策	箇所数	○	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
	量の見込み	(年間)		2,900人	2,900人	2,900人	2,800人	2,800人	
一時預かり (幼稚園以外)等	確保策	提供量	○	2,900人	2,900人	2,900人	2,800人	2,800人	
	一時預かり(幼稚園以外)	確保策	提供量	○	165人	160人	160人	155人	155人
病児病後児	量の見込み	(年間)		165人	160人	160人	155人	155人	
	病児・病後児対応型	確保策	提供量	○	165人	160人	160人	155人	155人
		確保策	箇所数	○	30人	30人	50人	50人	50人
	体調不良児対応型	確保策	提供量	○	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所
		確保策	箇所数	○	1,080人	1,020人	1,000人	1,000人	950人
	確保策	箇所数	○	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター就学児)	量の見込み	(年間)							
	確保策	提供量-低学年	×						
		提供量-高学年	×						
確保策	箇所数	×							
妊婦健康診査	量の見込み	(年間)		101人	93人	85人	77人	69人	
	確保策	提供量	○	101人	93人	85人	77人	69人	
乳児家庭全戸訪問事業	確保策	提供量	○	妊婦健診 16回	妊婦健診 16回	妊婦健診 16回	妊婦健診 16回	妊婦健診 16回	
	確保策	訪問スタッフ数	○	96人	88人	80人	72人	64人	
	量の見込み	(年間)		2人	2人	2人	2人	2人	
養育支援訪問事業	確保策	提供量	○			5人	5人	5人	
	量の見込み	(年間)				1人	1人	1人	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	確保策		×						
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	確保策		×						

第3編：子ども・子育て支援施策の推進

第1章 施策推進の考え方

1. 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、次世代育成支援行動計画（前期・後期）に基づいて、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための各種の施策に取り組んできました。

子ども・子育て支援法の制定にともない、次世代育成支援対策の中核である保育サービスや子育て支援事業等については子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画において、取り組みを推進していくこととなりましたが、次代の社会を担う子どもたちが健全に育成される地域社会を構築していくためには、より総合的で多様な施策の推進が必要と考えられます。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための平成 26 年度までの時限法でしたが、法改正にともない、法律の有効期限が 10 年間延長（令和 6 年 3 月 31 日まで）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となりました。（市町村行動計画の策定については任意となりました）

そこで、本市においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と延長された次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を一体的に推進していくこととしました。

なお、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画に関わる取り組みについては主に第 2 編において整理しているため、第 3 編においては、主に保育サービスや子育て支援事業等を除いた次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策について、今後の取り組み方向などについて整理しています。

2. 次世代育成支援に関わる国の方向性

次世代育成支援対策推進法の改正にともない、新たにいくつかの取り組みを推進することが国より示されています。

■新・放課後子ども総合プラン

- ・共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室を着実に推進
- ・その際、小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましい
- ・このため、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量を設定するとともに、これらの事業の一体的な、又は連携した実施方策、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが必要
- ・新たに放課後児童クラブ・放課後子ども教室を整備する場合は、小学校で一体型に既にこれらの事業を実施している場合は放課後児童クラブの対象児童も放課後子ども教室の活動に参加できるようにし、これらの事業の一体的な実施を推進
- ・放課後児童クラブの実施に当たっては、小学校の活用に加え、希望する幼稚園などの活用の検討、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取組の推進が必要

国では「放課後児童クラブ」の受け入れ枠を令和3年度末までに25万人分増加させ、「放課後子ども教室」は全小学校区で実施（約1万か所以上を放課後児童クラブと一体的に実施）させる方針を示しており、市町村における放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的実施等の取り組みを、国が予算・運用面で後押ししていく方向を示しています。

■地域における人材養成

- ・子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、育児経験豊かな主婦等を中心とした人材の養成など、地域の人材の効果的な活用が必要

国では「子育て支援員」の創設による人材確保の方針を示しています。
「子育て支援員」は国が示すガイドラインによる「子育て支援員研修」を修了した者を認定するもので、これにより女性雇用や保育士等人材の確保につなげるという方向を示しています。

本市においても、国や県の施策の動向や地域におけるニーズや基盤の整備状況を見極めながら、新たな取り組みが必要な場合には、計画期間中においても新規事業に取り組んでいきます。

第2章 新・放課後子ども総合プラン

1. 放課後児童クラブの推進

現在、小学校の統合が進んでおりますが、放課後児童クラブは市内7地区すべてで実施しています。今後も継続して実施していきます。

2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を令和6年度までに、1カ所整備することを目指します。

3. 放課後子ども教室の推進

放課後子ども教室は仁賀保・金浦・象潟地域の3カ所で実施しています。今後も継続して実施していきます。

4. 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

放課後児童クラブと放課後子ども教室は、共通プログラムの企画段階から放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう定期的な打合せの場を設けていきます。

5. 小学校の余裕教室等の活用方策

小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用については、事業の実施主体である教育委員会と福祉部局が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、新・放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促していきます。

6. 庁内関係部局の連携体制

様々な会議を活用して、放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局が連携し、総合的な放課後対策について協議を行っていきます。

7. 放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

放課後児童クラブの開所時間の延長については、地域のニーズを見極めながら対応を検討していきます。

第3章 施策の展開

基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援

1-1：児童の健全育成

1) 思春期の心の問題のケア充実

【事業概要】

小学校6年生及び中学生を対象に「いのちの教室」を年7回実施しています。

「いのちの教室」は、自他の生命尊重はもちろんのこと、自分を見つめ他との人間関係づくりにも役立つ良い学習機会となっています。

【取り組みの方向】

「いのちの教室」を担当している臨床心理士との打ち合わせの時間確保や準備の時間の確保が課題となっていますが、今後も臨床心理士と緊密な連携を図りながら、内容を充実させて継続実施していきます。

2) 青少年団体等に対する支援

【事業概要】

「青少年育成にかほ市民会議」に対して補助金を交付し、青少年健全育成を目的とした自主的な活動を支援しています。

【取り組みの方向】

市内全世帯が会員となり実施されている活動であることから、市民の参加・協力を拡大する取り組みが必要であり、自治会・町内会との連絡を密にして、活動がより地域に浸透するような取り組みを行っていきます。

1-2：学校教育の充実

1)国際理解教育の推進

【事業概要】

小学校外国語及び、中学校英語科はもちろん総合的な学習の時間においてもA L T（外国語指導助手）を活用しながら国際理解教育を含めた形で学習が進められています。

また、特別の教科道徳においても国際理解と親善の心・人類愛を学んでいます。

【取り組みの方向】

各校において外国語活動、英語科教育、総合的な学習の時間、道徳・特活等の学習、クラブ活動等において指導の充実を図っていきます。

ネイティブスピーカーとしてA L Tを活用して外国語学習の充実を図るとともに、国際理解教育関連の学習にもA L Tが充分にかかわることができるように支援していきます。

2)教育の情報化の推進

【事業概要】

情報教育・情報モラルの指導を含め各校において計画に従って教育活動が実施されています。

また、I C T（情報通信技術）を活用した学習活動も実施され、デジタル教科書や電子黒板を活用した“わかる授業”に向けた工夫改善に取り組んでいます。

タブレット（端末機器）を導入した授業の工夫改善にも取り組んでいます。

【取り組みの方向】

学習での有効性等を検証し、活用の工夫を図り、デジタル教科書、電子黒板、タブレット等の教育機器を活用したプログラミング学習等の授業や実践に向け、教育研究所情報教育推進委員会を中心に充実を図っていきます。

3)学校施設整備事業

【事業概要】

学校からの要望にあわせ、修繕、改修等を実施しています。

【取り組みの方向】

施工内容により、工期設定や騒音など学校生活や授業に影響のある事案について十分な配慮が必要となるため、引続き学校との連絡を密にし、必要性の大小を見極めながら実施していきます。

4)小学校耐震化事業

【事業概要】

小学校耐震化を進めており、校舎、体育館ともに躯体の耐震化は平成 25 年度で完了しています。

【取り組みの方向】

今後は、対処の必要性を明らかにした上で、適切な対応を図っていきます。

5)中学校耐震化事業

【事業概要】

中学校については、3校とも新基準後の建築のため、十分な耐震強度を有しています。

【取り組みの方向】

今後は、対処の必要性を明らかにした上で、適切な対応を図っていきます。

6)総合的な学習の時間全体計画作成事業

【事業概要】

各校の大テーマに基づき、各学年のテーマに沿って学習が進められています。
地域の人々の暮らしや伝統・文化、職業や自己の生き方等に関する学習活動を行っています。

【取り組みの方向】

総合的な学習の時間における外部講師（ゲストティーチャー）の手配など、教育委員会としての支援活動に努めていきます。

学校支援地域本部事業を活用しながら、外部講師等の手配や指導の支援を行います。

基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備

2-1：母子の健康づくりの推進

1)乳幼児健診の充実

【事業概要】

乳幼児の発育や発達の確認、育児指導、よりよい食生活と生活習慣の確立へ向けて、発達上で節目の時期である4ヵ月、7ヵ月、10ヵ月、1歳6ヵ月、3歳、5歳のタイミングで乳幼児健診を実施しています。

発達段階に応じた心身のチェック及び育児指導、その時期に見合った内容の学習会も開催しており、母親同士の交流の場にもなっています。

【取り組みの方向】

いずれの健診も9割以上の高い受診率となっておりますが、未受診の方もいるため、今後は未受診者の把握と、訪問による保健指導を実施し、健診の対象となるすべての家庭に対して適切な指導ができるようにしていきます。

2)歯科健診の充実

【事業概要】

う歯罹患率の低下と歯や口腔の健康を目指し、1歳6ヵ月、2歳、3歳、5歳のタイミングで歯科健診を実施しています。

歯科健診の際にはむし歯や、口腔の健康状態の確認、正しい歯磨きや虫歯になりにくい食生活などの指導も行っています。

【取り組みの方向】

いずれの歯科健診においてもう歯罹患率は概ね目標を達成していますが、より一層のう歯罹患率の低下を目指し、保健指導の充実に努めていきます。

3)ことばの相談

【事業概要】

ことばの相談を年12回実施しています。

【取り組みの方向】

保護者の理解が得られず相談に至らないケースがあるため、今後も事業の周知を図り、保護者の理解が得られるように取り組んでいきます。

4) 幼児健康相談

【事業概要】

幼児健康相談として、精神発達相談を年6回実施しています。

【取り組みの方向】

保護者の理解が得られず相談に至らないケースがあるため、今後も事業の周知を図り、保護者の理解が得られるように取り組んでいきます。

5) 各種予防接種の接種率の向上

【事業概要】

予防接種法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、予防接種を実施しています。

【取り組みの方向】

予防接種について乳幼児健診等で周知を強化するとともに、未接種者には個別通知等により接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。

6) 幼児栄養教室

【事業概要】

幼児栄養教室については、健診時に集団指導と個別相談を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して実施してまいります。

7) 5歳児健診栄養教室

【事業概要】

5歳児健診栄養教室については、健診時に集団指導と個別相談を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して実施してまいります。

8) 初期救急(在宅当番医制事業)の体制充実・強化

【事業概要】

初期救急(在宅当番医制事業)の体制充実・強化に向けて、医療機関等の関係機関と連携して取り組んでいます。

【取り組みの方向】

必要な時に適切な救急医療を受けることができるように体制を整備するとともに、事業の周知に取り組んでまいります。

2-2：食育の推進

1)離乳食教室

【事業概要】

乳児健診時に4・7ヵ月児を対象として、離乳食教室を開催しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して実施していきます。

2)親と子の健康料理教室

【事業概要】

親と子の健康料理教室として、小学3～6年生を対象に調理実習を通じた食育教室を開催しています。

【取り組みの方向】

参加児童の食物アレルギー対策など、きめ細かな運営を行うとともに、開催回数増加なども検討し、今後も継続して実施していきます。

3)子育て支援センター幼児食教室

【事業概要】

幼児食教室として、保健センターで行っています。

【取り組みの方向】

現在のところ、調理室で実施できないため、調理室で実施できるように運営方法を見直し、今後も継続して実施していきます。

4)食に関する正しい知識の啓発

【事業概要】

食に関する正しい知識を啓発するために、3歳児健診の際に間食や清涼飲料水の摂取などについて情報提供を行うとともに、歯科衛生士による歯科指導を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も歯科衛生士による歯科指導の充実を図り、継続して実施していきます。

2-3：家庭の子育て力の強化

1)子育てに関する研修の推進

【事業概要】

子育てに関する研修として、育児講座を2保育所に委託して実施しています。

【取り組みの方向】

今後も参加者の要望などを取り入れながら継続して実施していきます。

にかほ保育園では保育園の活動が優先され活動場所が限定されているため、時間帯を調整して利用スペースを有効に活用していきます。

勢至保育園では参加者が少ないため、パンフレットを配布するなど今まで以上に広報活動を強化し、参加者の拡大を図ります。

2)フレッシュパパ・ママ講座

【事業概要】

初めて出産を迎える妊婦と夫を対象に開催している講座です。年3回実施しており、50人程が参加しています。

【取り組みの方向】

参加しやすいように夜間に開催していますが、参加率は低い状態にとどまっています。今後は、実習を中心とした内容にするなど、講座内容の見直しを進め、参加者の拡大を図っていきます。

基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実

3-1：地域の子育て力の強化

1)子育て相談機関のネットワーク設置

【事業概要】

幼児健診等で気になる児童がみられた場合など、健康推進課、子育て長寿支援課、保育所、認定こども園が連携し、次に繋げるためのネットワークを構築して対応しています。

【取り組みの方向】

気になる児童がいても親に理解してもらえず適切な相談・支援ができない場合もあるため、よりきめ細かな相談・指導を行うとともに、今後も各関係機関の連携を密にしネットワークを強化して対応していきます。

2)中高生やボランティアによる子育て支援の推進

【事業概要】

中学校における職場体験学習で、将来保育士になりたいという希望をもつ生徒が体験学習を行っています。

体験学習に際しては、教育委員会のキャリア教育実行委員会が保育所・認定こども園と連絡をとり受け入れを依頼しています。

【取り組みの方向】

今後もキャリア教育実行委員会と各保育所・認定こども園との連絡を密にしながらか中学生の体験学習の受け入れを依頼していきます。

3-2：子育て情報の効果的な提供

1) 保育サービスの情報提供

【事業概要】

ホームページにて保育に関する情報を提供しているとともに、出生届提出時に各種情報を配布しています。

【取り組みの方向】

保育所や認定子ども園の空き状況等も含め引き続き情報提供に取り組んでいきます。

2) 子育てサービスに関する情報提供の充実

【事業概要】

ホームページにて子育てに関する情報を提供しているとともに、出生届提出時に各種情報を配布しています。

【取り組みの方向】

子育て支援ハンドブックを定期的に更新し、出生届提出時及び転入時に配布します。

3-3：次代の親の育成

1)人間尊重、生命尊重、男女平等に関する指導事業(小学校)

【事業概要】

小学校学習指導要領の特別の教科道徳及び特別活動の指導内容に基づいて各校において指導されています。

特別の教科道徳の時間において学ぶ道徳的実践力と特別活動での実践活動を行っています。

【取り組みの方向】

「特別の教科道徳の時間」における指導の充実と授業改善、特別活動における児童の体験活動や実践の充実を図るとともに、各校の道徳教育及び「特別の教科道徳の時間」の指導や特別活動における指導への支援の充実に努めていきます。

2)人間尊重、生命尊重、男女平等に関する指導事業(中学校)

【事業概要】

中学校学習指導要領の特別の教科道徳及び特別活動の指導内容に基づいて各校において指導されています。

特別の教科道徳の時間において学ぶ道徳的実践力と特別活動での実践活動を行っています。

【取り組みの方向】

「特別の教科道徳の時間」における指導の充実と授業改善、特別活動における児童の体験活動や実践の充実を図るとともに、各校の道徳教育及び「特別の教科道徳の時間」の指導や特別活動における指導への支援の充実に努めていきます。

3)幼児と触れ合う事業

【事業概要】

中学校家庭科の授業において保育体験学習を実施して子育ての楽しさや親としての責任を学んでいます。

【取り組みの方向】

中学校家庭科担当教諭と訪問先の保育所及び認定こども園との打ち合わせの時間確保が必要であり、家庭科担当教諭と保育所・認定こども園との連携を密にし、計画的ない事業実施に向けて取り組んでいます。

基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

4-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

1)「こどものえき」の周知、有効活用の促進

【事業概要】

県の「こどものえき」設置事業を活用し、公共施設におむつ交換台、ベビーキープ、授乳用イスを設置し、「こどものえき」として認定しています。

【取り組みの方向】

市民に対して「こどものえき」の設置施設のPRが十分に行われていないため、認定「こどものえき」の設置施設を市民に対してホームページ等を利用して広くPRしていきます。

2)バリアフリー歩道の整備

国道・県道・市道において、歩道の改修工事によりセミフラット型歩道に改良するなど、バリアフリー歩道の整備を図っています。

【取り組みの方向】

歩道の未整備箇所が多く、実施計画に基づき幹線道路の整備を計画していますが、多大な事業費を要するため、完了するまでは相当な時間を要する状況にあります。

国道・県道を含め歩道の整備計画があり、事業実施に向けて関係機関と協力して調整を図るとともに、実施計画に基づき通学道路等の歩道整備を実施していきます。

3)子どもの遊び場整備

【事業概要】

子どもたちの遊び場を整備するために、自治会等が行う用地取得、遊具更新設置、公衆便所、水飲場建築、防護柵建築等に係る費用の3分の2を補助しています。（上限額の設定あり）

【取り組みの方向】

各年度における要望に対して補助をしているため、各地域のニーズに応じた整備を支援できていると思われます。

今後も、引き続き自治会等の要望に対して補助を行っていきます。

4)公園遊具の整備

【事業概要】

市で管理している公園遊具を春に一斉点検し、危険度の高い遊具を優先的に補修・撤去しています。

【取り組みの方向】

どの公園遊具も経年劣化しており、簡易な補修では対応しきれず、安全確保のため撤去せざるを得ない遊具もありますが、今後も地域の要望を取り入れながら、公園の利用状況や遊具の劣化具合に応じ、遊具の新設や補修は継続して行い、安全・安心な遊具の提供に努めます。

4-2：子どもと子育て家庭の安全の確保

1)不審者対応安全安心マップ作成事業

【事業概要】

P T A校外指導部員や保護者からの情報も含め、不審者対応及び登下校時の通学路における危険箇所、下校後の遊びに関する危険な場所等を記載した安全マップを各校で作成しています。

【取り組みの方向】

地域や関係諸機関からの情報を収集するとともに、関係諸機関との連携を深め、新しい情報に基づいた情報提供と継続的な指導を行います。

2)安全マップ作成指導

【事業概要】

各学校独自で危険箇所を把握し安全マップを作成しています。

【取り組みの方向】

自主的な活動であるため、特に指導などは行わず、各学校の取り組みを尊重しながら継続して取り組んでいきます。

3)防犯教室の開催

【事業概要】

学校が警察と協力して開催しています。

【取り組みの方向】

にかほ幹部交番と連携をしながら、今後も継続して開催していきます。

4)交通安全教室(保育所・認定こども園・小学校)

【事業概要】

交通安全協会、小学校へ、信号機など交通安全啓発用機材の貸し出しを行っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して実施していきます。

5)交通安全パトロールの実施

【事業概要】

交通指導隊による定期的なパトロールと、交通安全運動時期等におけるパトロールを行っています。

【取り組みの方向】

パトロールに出動できる人員が減少してきているため、人員の確保が課題となっています。事業の周知を強化し、事業協力者の確保を図り、今後も継続して取り組んでいきます。

基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

5-1：障がい児支援の推進

1)障害児保育事業

【事業概要】

市内の保育所や認定こども園、学童保育クラブでは、軽・中程度で集団保育が可能な障害児の保育を実施しています。

専門機関と連携しながら、一人ひとりの実態に応じた適切な支援をしています。

【取り組みの方向】

心身障害児に対応する保育士の増員や施設整備など、多様なケースに応じた対応が必要であり、研修や園全体の理解を深め、保育の充実を図ります。

また、心身の発達に障害があると思われる場合は、保護者との信頼関係のもと、専門機関と連携して対応していきます。

2)障害の早期発見、早期対応

【事業概要】

障害の原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進を図るため、妊婦および乳幼児に対する健診や学校における健診等を推進します。

乳幼児期から行う各種健診時において、予防対策や、障害の発見に努めています。

【取り組みの方向】

より一層の体制の充実を目指していきます。

3)巡回児童相談

【事業概要】

療育手帳の更新対象者や、3歳児健診・5歳児健診で指導を受けた児童等の相談を実施しています。

【取り組みの方向】

3歳児健診・5歳児健診で指導を受けた児童の親の理解が得られず相談に至らない場合があるため、指導を受けた児童に適切な支援を行うことができるように、引き続き、親の理解を求め巡回相談につなげられるようにしていきます。

4)発達障がい児への支援

【事業概要】

月に1度、発達障がいまたは発達障がいと思われる3歳から5歳の未就学児を対象に幼児教室「たんぽぽキッズ」を金浦保健センターで開催しています。

【取り組みの方向】

3歳児健診・5歳児健診で指導を受けた児童の親から理解が得られず、集団訓練に参加することが望ましい児童が参加していないことがあるため、今後も事業の周知に努めていきます。

引き続き、発達障がい児の遊びの支援や社会的スキルトレーニング、また、保護者に対する養育上の知識、技術の提供、障がい児、保護者の交流の場として本事業を推進していきます。

5)特別支援教育の充実

【事業概要】

小中学校では、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、「通常の学級における指導」、「通級による指導」、「特別支援学級における指導」を行っています。

「通常の学級における指導」は、個別の支援計画に基づいて、学級担任と学習・生活サポートが一人一人の子どもの実態に応じて内容や方法を工夫して行うものです。

「通級による指導」は、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部の指導を通級指導教室で行うものです。通級による指導は、言語障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどを対象とします。

「特別支援学級における指導」は、個別の教育的ニーズに基づいて、少人数による適切な指導を行っています。特別支援学級には、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、情緒障がい等の学級があります。

早期からの就学指導を進めるために、関係機関と情報交換を行ったり、園訪問を実施したりしながら実態を把握し、教育相談を行うとともに、教育支援委員会を年間3回開催し、個々の実態に沿った適切な就学指導を推進しています。

【取り組みの方向】

福祉・健康・学校教育の連携した個々のケースへの関わりが重要と考え、市民福祉部等との連携によるケース会議を開催しています。

今後も連携体制の更なる整備に取り組み、引き続き個別ケース会議を定期的で開催していきます。

5-2：ひとり親家庭等の自立支援の推進

1)ひとり親日常生活支援事業

【事業概要】

市社協との委託契約により、家庭生活支援員を派遣できる体制をとっていますが、障害福祉サービスなど他制度を利用する事例が多くなっています。

【取り組みの方向】

障害や虐待など、複雑な問題を抱える家庭が増えているため、引き続き、事業者への委託により支援体制を維持しながら、制度の周知に努めていきます。

2)自立支援教育訓練給付費事業

【事業概要】

児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある人が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座や就労に結びつく可能性の高い講座等を受講するために必要な受講料を一部助成します。

本事業を活用して介護ヘルパーの資格を取得した母親が、地域の介護施設に就職した事例があるなど、一定の成果を上げています。

【取り組みの方向】

給付の申請件数が少なく、さらなる制度の周知に努めます。

また、講座等の情報提供についても内容の充実を図ります。

3)高等職業訓練促進事業

【事業概要】

ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を取得するために、一定期間以上、養成機関等で修業する場合に経済的支援を行う事業です。

【取り組みの方向】

育児・療育等の家庭事情により、資格や技能の取得に本格的に取り組むことが困難な世帯が多いため、これまでのところ申請者がいない状況にあります。

今後も事業の周知に努めるとともに、他制度の併用などにより、事業を利用しやすい家庭環境づくりを支援していきます。

4)母子・父子自立支援員の相談体制の充実

【事業概要】

母子・父子自立支援員1名が相談支援にあたっています。

【取り組みの方向】

相談内容が多岐にわたるほか、複雑化してきており、自立支援員単独での対応・支援が困難になっているため、母子・父子自立支援員と家庭児童相談員や行政各部課、関係機関等との連携を密にし、相談支援の充実を図ります。

5)母子・父子自立支援プログラム策定等事業

【事業概要】

ひとり親家庭等に対する支援の一環として、就労の支援を行っていますが、ハローワークに登録し、市を介さないで直接支援を受けるケースが多くなっています。

【取り組みの方向】

ハローワークやひとり親家庭就業支援センター等と連携し、特に母子世帯のプログラム策定による支援に力を入れていきます。

5-3：児童虐待防止対策の推進

1)児童虐待防止の意識啓発

【事業概要】

児童虐待防止月間（11月）などに、ポスターの掲示や市の広報を利用して啓蒙活動を行っています。

また各保育所や認定こども園の他、学校や関係施設、各自治会にもポスター等を配布し、掲示をお願いしています。

【取り組みの方向】

今後も継続してポスターの掲示、啓発グッズの配布等、幅広く周知に努めていきます。

2)児童虐待の早期発見、要保護児童対策地域協議会の運営

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会を開催し、システムの説明、情報の共有化を図り、必要に応じて個別ケース会議を開催しています。

【取り組みの方向】

要保護児童対策地域協議会の中に児童福祉士などの専門員がいない、人事異動等で構成員が変わり協議会のノウハウの継承、スキルアップができていないなどの課題があります。

ケースによっては初期対応が大事になるため、児童相談所等専門機関との連携を図り、早期発見、未然防止に努めていきます。

3)児童相談受付窓口の設置

【事業概要】

仁賀保庁舎子育て長寿支援課内に家庭児童相談室を設置し相談を受け付けています。また、金浦保健センター内に子育て世代包括支援センター（にかほ市ねうぼら「あのね」）を設置し、妊娠・出産期からの切れ間のない相談対応を図っております。

【取り組みの方向】

今後も継続して家庭児童相談室及び子育て世代包括支援センターを置き相談に対応していきます。

様々な相談に適切に対応することができるように、職員の研修等によるスキルアップを図ります。

第4編：計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する市の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

2. 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内プロジェクト会議を開催します。

■ 庁内横断的なプロジェクト会議による進行管理

3. 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

にかほ市がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

4. 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本市が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

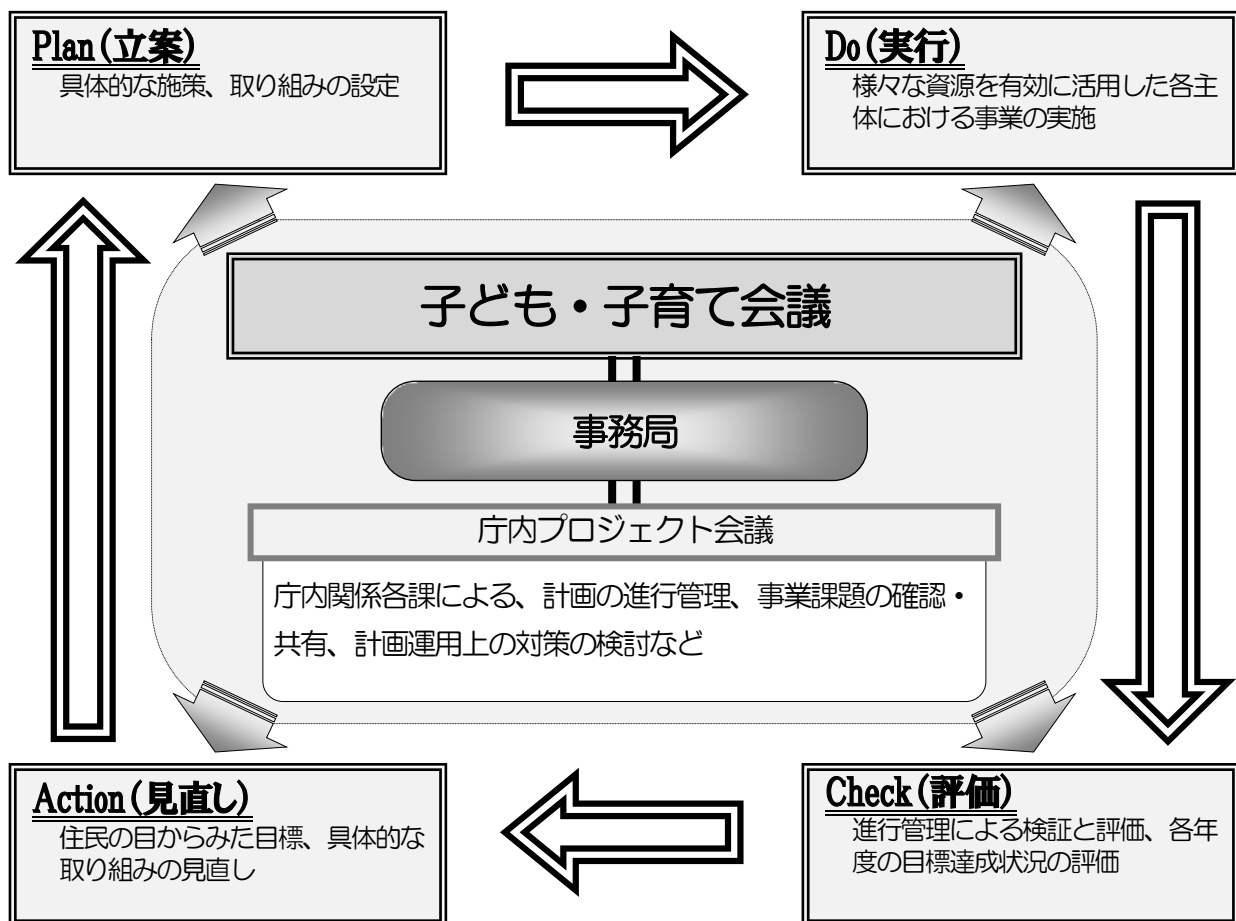
第2章 進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、さまざまな施策を内包しています。

また、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内のプロジェクト会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、プロジェクト会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

資料編

■ 施設等一覧（令和2年3月現在）

1. 認可保育所

No.	地域	園名	住所	電話番号
1	仁賀保	にかほ保育園	にかほ市院内字嶋田 70 番地	32-3200
2		つぼみ保育園		62-8260
3	金浦	勢至保育園	にかほ市金浦字木ノ浦山 17 番地 11	38-2248
4	象潟	ひまわり保育園	にかほ市象潟町字一丁目塩越 124 番地 1	43-4600
5		小砂川保育園	にかほ市象潟町小砂川字カウヤ 32 番地	44-2314

2. 幼保連携型認定こども園

No.	地域	園名	住所	電話番号
1	仁賀保	幼保連携型認定こども園 仁賀保	にかほ市平沢字町田 1 番地	36-2479
2	象潟	白百合こども園	にかほ市象潟町字上狐森 123 番地 3	43-2456
3		明星こども園	にかほ市象潟町関字大坂 1 番地 20	43-5622
4		星城こども園	にかほ市小滝字舞台 64 番地 2	44-2314

3. 学童保育クラブ

No.	地域	クラブ名	住所	電話番号
1	仁賀保	仁賀保学童保育クラブ	にかほ市平沢字町田 1 番地 (認定こども園仁賀保内)	36-2479
2		院内学童保育クラブ	にかほ市院内字城前 15 番地	36-3556
3		小出学童保育クラブ	にかほ市中三地字橋本 166 番地	36-2251
4	金浦	学童保育 たんぽぽサークル	にかほ市金浦字背長森 39 番地 (金浦小学校内)	38-3381
5	象潟	学童保育 のびやかサークル	にかほ市象潟町字妙見下 77 番地 2 (象潟小学校内)	43-5310
6		上浜学童保育クラブ	にかほ市象潟町大砂川字下橋 20 番地 6	46-2588
7		学童保育星城クラブ	にかほ市象潟町小滝字舞台 64 番地 2 (星城保育園内)	44-2314

4. 子育て支援センター

No.	地 域	名 称	住 所	電話番号
1	仁賀保	なかよし広場	にかほ市院内字嶋田 70 番地 (にかほ保育園内)	32-3200
2	金 浦	にこにこ	にかほ市金浦字木ノ浦山 17 番地 11 (勢至保育園内)	38-2248
3	象 潟	ニコニコクラブ	にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地 (象潟保健センター内)	43-7501

5. 病児保育事業（病後児対応型）

No.	地 域	名 称	住 所	電話番号
1	仁賀保	病後児保育「つぼみ」	にかほ市院内字嶋田 70 番地 (つぼみ保育園内)	62-8260

第2期にかほ市
子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行

にかほ市

〒018-0192

秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1

電話 0184-43-3200（代表）